

平成30年第2回定例会

階上町議会会議録

平成30年 3月 2日 開 会

平成30年 3月 9日 閉 会

階 上 町 議 会

平成 30 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 30 年 3 月 2 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1 号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	荒谷 憲輝 君	2 番	大下 修 君
3 番	小松 雅彦 君	4 番	上道 二三男 君
5 番	長根 岩夫 君	6 番	森 榮吉 君
7 番	濱谷 貴樹 君	8 番	松尾 國治 君
9 番	林 貢 君	10 番	百目木 和俊 君
11 番	大江 和夫 君	12 番	郷州 公典 君
13 番	畑中 弘實 君	14 番	山田 恵治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町	長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育	長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地代所	康 二 君	税 務 課 長	日 影 百合子 君
町民生活課長	巖 守 利 明 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君	
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	建 設 課 長	上 静 志 君	
教 育 課 長	引敷林 広 貴 君	会 計 管 理 者	長 根 工 君	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君	

職務のための出席者

議会事務局長	澤 田 充 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総 務 課 主 査	高 橋 勇 真 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番 大下修君、3 番 小松雅彦君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月9日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、この際、議案第1号 階上町駅前中央団地移住定住促進条例の制定についての件から、議案第30号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、30件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 皆様、おはようございます。本日ここに、平成30年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 階上町駅前中央団地移住定住促進条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、駅前中央団地の移住定住促進助成について、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町飲酒運転しない、させない、許さない条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、飲酒運転を根絶するための活動を推進し、安全で安心して暮らすことができる町民生活の実現に関する対策について、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第3号 はしかみハマの駅あるでい〜ば条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る設置及び所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第4号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

ます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の規定による当町の介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 8 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき主任介護支援専門員に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正を行

うため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 12 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 13 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 14 号 平成 29 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 1 億 6,868 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 55 億 5,788 万 5 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 3,285 万 8 千円、県支出金 1,851 万円、繰入金 1 億円等を減額し、寄附金 312 万 9 千円、諸収入 192 万 2 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費 4,387 万 3 千円、衛生費 2,082 万円、土木費 4,223 万 2 千円等を減額し、災害復旧費 58 万 5 千円、諸支出金 64 万 7 千円を追加するものであります。

次に、第 2 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 15 号 平成 29 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、836 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 2,969 万円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 659 万 1 千円、共同事業交付金 1,990 万 9 千円、繰入金 311 万 4 千円を減額し、国民健康保険税に 1,507 万 5 千円、国庫支出金に 204 万 5 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、共同事業拠出金 7,278 万 9 千円等を減額し、保険給付費

に 3,601 万 7 千円、予備費に 2,876 万 3 千円等を追加するものであります。

議案第 16 号 平成 29 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 102 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,298 万 8 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 102 万 7 千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 71 万 6 千円、施設管理費 31 万 2 千円を減額するものであります。

議案第 17 号 平成 29 年度階上町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、1,145 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 12 億 9,734 万 4 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 632 万 1 千円、支払基金交付金 676 万 2 千円、県支出金 219 万円、繰入金 582 万 3 千円を減額し、保険料に 963 万 3 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費 1,730 万円、地域支援事業費 755 万 4 千円等を減額し、基金積立金に 1,511 万円を追加するものであります。

議案第 18 号 平成 29 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 374 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 1,198 万 5 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 14 万 8 千円、町債 360 万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 14 万 8 千円、公共下水道事業費 360 万円を減額するものであります。

議案第 19 号 平成 29 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、413 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1,032 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 45 万 7 千円を減額し、保険料 458 万 7 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 45 万 9 千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金 459 万 4 千円を追加するものであります。

次に、平成 30 年度当初予算編成にあたっての所信について、申し述べさせていただきます。

まず、初めに、昨年 12 月 24 日付けをもって、引き続き 4 期目の町政を担うこととなりました。これまでの 3 期 12 年間、進めてまいりましたまちづくりの実績を踏まえながら、これからの 4 年間の更なる発展に向けて大きな可能性を見いだしながら、引き続き全力を傾けてまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、国では、平成 30 年度を経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、経済再生と財政健全化の両立を目指しています。

地方公共団体においては、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することが求められています。

当町では、これまで地方債の新規発行を抑制し、地方債残高を減少させるとともに、借入金の返済である公債費についても減少させてまいりました。

一方で、従来からの行政サービスに加え、少子高齢化の進行に伴う扶助費や社会保障費等の増加、特別会計への繰出金の増加、普通交付税の減額などの影響により、当初予算においては財政調整基金からの取崩しに頼らざるを得ない財政運営となっております。

このような財政状況ではありますが、私自身が 4 期目に向けて掲げました、暮らし・人・地域を豊かにする政策プランに基づく施策に重点を置き、予算編成をいたしましたので、主な重点施策についてご説明いたします。

1 つ目は、地域の再生と産業振興に対する施策についてであります。

現在建設中のはしかみハマの駅あるでい〜ばを拠点として、既存の観光施設との連携を図りながら町水産業の活性化を図るとともに、階上ブランドの更なる推進や地場産品の六次産業化など、産業の成長に繋がる施策を展開してまいります。

2 つ目は、快適で安心な生活促進に対する施策であります。

子育て世帯の支援対策といたしまして、平成 29 年度までと同様、中学生までの医療費助成について予算配分を行ったところでございます。

新たな事業といたしまして、生後 6 か月から 15 歳までと、妊婦及び産後 1 年未満の産婦を対象といたしまして、季節性インフルエンザ任意予防接種に要する費用の一部を助成することとしております。

さらに、これまでの新築住宅支援事業を見直し、平成 30 年度からは、移住・定住・子育て・若年夫婦支援に重点を置いた新制度を実施するほか、コミュニティバス・スクールバス利用者の利便性向上や利用促進を図るため、運行体系の再検討を行うなど、町民の皆様が快適で安心な生活を送れるよう努めてまいります。

3つ目は、健康増進と福祉の向上に対する施策であります。

町ではこれまで、平均寿命の延伸のみならず、健康寿命の延伸に力を入れ、健康寿命延伸事業として生活習慣の改善などに取り組んでまいりました。平成 28 年度には健康宣言を実施して、健康課題を健康五つ星に掲げ、自分たちの健康は自分たちで守り育てようという基本理念のもとに、健康づくりを実施しているところでございます。

平成 30 年度は、健康長寿のまちづくり推進事業と名称を新たにし、健康五つ星実践事業教室や健康フォーラムを開催するほか、これまで有料であった大腸がん検診の自己負担を町が助成し無料化にするなど、がん予防対策に重点を置くとともに、地域福祉の担い手の育成支援などにも取り組んでまいります。

4つ目は、未来へつなぐまちづくりに対する施策についてであります。

現在、各地区におかれましては、第2次協働のまちづくり地区計画の策定に取り組まれていることと思います。

この、第2次協働のまちづくり地区計画の推進を図るため、平成 29 年度までと同様に、協働のまちづくり支援事業費補助金と地区計画推進交付金への予算配分を行い、より一層の協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

また、町内に居住する町奨学生の貸付償還金の一部を免除する制度を創設し、若者の定住促進と地域の活性化を図ってまいります。

以上の主な重点施策に加え、公共施設等総合管理計画に基づく施設ごとの整備や維持管理に係る計画の策定や、体力向上とレクリエーションスポーツの推進のための自転車を活用した体力向上事業の実施のほか、借入金残高の削減や基金残高の保持など、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

これからも、未来の階上町のため、一人ひとりに 優しく 安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様と町民の方々に改めて一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明といたします。

それでは、議案第 20 号 平成 30 年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 55 億 7 千万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと、率で 1.2%、額で 7 千万円の減であります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入であります。町税は、評価替えの影響による固定資産税の減額等により、対前年度比 1.4%減の 9 億 9,783 万円を計上いたしました。

地方交付税は、国の地方財政計画を勘案し、普通交付税は 20 億円、特別交付税は 1 億 3 千万円とし、合わせて 1.4%減の 21 億 3 千万円を計上いたしました。

国庫支出金は、道路改良工事費等の減に伴い、土木費国庫補助金が前年度より減額となるものの、保育所等整備事業に係る民生費国庫補助金が増額となること等により、0.3%増の7億 2,797 万 6 千円を計上いたしました。

繰入金は、一般会計の不足分に充当するため、財政調整基金から4億 1,319 万 8 千円、公債費の元金償還金に充当するため、減債基金から 1,400 万円を繰り入れること等により、1.9%減の4億 3,719 万 8 千円を計上いたしました。

町債は、保育所等整備事業債 2,460 万円、小舟渡漁港施設機能強化事業債 1,260 万円、道路整備事業債 8,150 万円、臨時財政対策債 1 億 6,450 万円等、合計で3億 1,080 万円を起こすものであります。

次に、歳出であります。総務費は、企画費に、コミュニティバス・スクールバス運行委託料 4,191 万 7 千円、地方創生費に、これまでの新築住宅支援事業を見直し、移住・定住の促進と子育て・若年夫婦の支援に重点を置いた新たな制度として、移住・定住新築住宅支援事業費 3,700 万円、子ども医療費給付費 1,200 万円等を計上しており、構成比 18.7%の 10 億 4,255 万 5 千円としております。

民生費は、社会福祉費に、自立支援給付費 2 億 7,842 万 2 千円、老人福祉費に、後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 1,847 万 9 千円、児童福祉費に、保育所等施設整備費補助金 9,478 万 5 千円及び児童手当費 1 億 8,885 万円、子どものための教育・保育給付費 4 億 4,884 万 1 千円等を計上しており、構成比 30.0%の 16 億 6,938 万 9 千円としております。

衛生費は、保健衛生費に、乳幼児から中学生、妊産婦を新たな対象とした、季節性インフルエンザ任意予防接種助成事業を始めとする、各種予防接種委託料 3,561 万 3 千円、がん予防対策として大腸がん検診の無償化を始めとする、住民検診委託料 3,209 万 1 千円等を計上しており、構成比 6.6%の 3 億 6,691 万円としております。

農林水産業費は、農業費に、農業次世代人材投資資金 1,050 万円、水産業費に、平成 30 年度から運用開始を予定しております、はしかみハマの駅あるでい～ばの指定管理委託料 3 千万円、階上地区水産物供給基盤機能保全工事費 4,705 万円等を計上しており、構成比 6.1%の 3 億 3,747 万 3 千円としております。

商工費は、三陸復興国立公園維持管理委託料 770 万 3 千円等を計上しており、構成比 0.7%の 3,658 万円としております。

土木費は、道路橋梁費に、耳ヶ吠・追越線外舗装補修工事費 8,510 万円、清水下 1 号橋橋梁整備工事費 4,410 万円、道路改良事業費 8,960 万 9 千円等を計上しており、構成比 11.5%の 6 億 4,259 万 9 千円としております。

消防費は、全国瞬時警報システム受信設備の機器更新委託料 380 万 4 千円等を

計上しており、構成比 0.7%の 3,667 万 9 千円としております。

教育費は、教育総務費に、小中学校用務員業務委託料 1,725 万 5 千円、奨学資金費 2,400 万円、保健体育費に、給食センター業務委託料 6,066 万 4 千円等を計上しており、構成比 10.2%の 5 億 6,611 万 6 千円としております。

公債費は、構成比 13.8%の 7 億 6,658 万 8 千円としております。

以上、申しあげました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 2.5%減の 26 億 1,516 万円となり、予算総額に占める割合は 47.0%となります。

次に、投資的経費は、前年度比 6.0%減の 5 億 3,888 万 4 千円となり、予算総額に占める割合は 9.7%となります。

次に、物件費や補助費等その他の経費は、前年度比 1.4%増の 24 億 1,595 万 6 千円となり、予算総額に占める割合は、43.3%となります。

第 2 表債務負担行為は、階上町わけ交流センターの指定管理を平成 34 年度まで継続し、はしかみハマの駅あるでい～ばの指定管理を平成 32 年度まで設定するものであります。

第 3 表地方債は、保育所等整備事業、小舟渡漁港施設機能強化事業、道路整備事業、臨時財政対策等、合わせて 3 億 1,080 万円を起こすものであります。

議案第 21 号 平成 30 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 4,246 万 2 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税に 2 億 9,873 万 6 千円、国庫支出金に 77 万 8 千円、県支出金に 10 億 4,902 万 9 千円、繰入金に 1 億 9,160 万 5 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 1,232 万 5 千円、保険給付費に 10 億 4,621 万円、国民健康保険事業費納付金に 4 億 6,308 万 3 千円、保健事業費に 1,445 万 7 千円、予備費に 412 万 4 千円等を計上いたしました。

議案第 22 号 平成 30 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,142 万 8 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、使用料及び手数料に 754 万 6 千円、繰入金に 3,388 万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 501 万 9 千円、施設管理費に 1,096 万 1 千円、公債費に元金及び利子償還金として 2,494 万 8 千円等を計上いたしました。

議案第 23 号 平成 30 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 4,502 万 3 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 3 億 903 万 7 千円、国庫支出金 3 億 1,402 万 7 千円、支払基金交付金 3 億 5,073 万 4 千円、県支出金 1 億 8,739 万 6 千円、繰入金 1 億 8,315 万 9 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,343 万円、保険給付費 12 億 6,340 万円、地域支援事業費 6,035 万 4 千円、予備費 723 万 7 千円等を計上いたしました。

議案第 24 号 平成 30 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,836 万 2 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、分担金及び負担金に 637 万 5 千円、使用料及び手数料に 2,718 万 7 千円、国庫補助金に 6,750 万円、繰入金に 1 億 3,282 万 6 千円、諸収入に 197 万 3 千円、町債に 8,250 万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 2,419 万 7 千円、施設管理費に 4,028 万円、公共下水道事業費に設計及び工事費などとして 1 億 5,030 万 9 千円、公債費に元金及び利子償還金として 1 億 307 万 6 千円等を計上いたしました。

次に、第 2 表地方債であります。公共下水道事業に係る 8,250 万円を起すものであります。

議案第 25 号 平成 30 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,421 万 1 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料に 6,456 万 3 千円、繰入金に 4,945 万 4 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 1,017 万 8 千円、後期高齢者医療広域連合納付金に 1 億 366 万 3 千円等を計上いたしました。

議案第 26 号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、はしかみハマの駅あるでい〜ばの指定管理者を指定するため提案するも

のであります。

議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号及び議案第 30 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件をご説明申し上げます。

本案は、4 人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(山田恵治君) これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第 4、陳情第 1 号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択の陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規程により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第 1 号の件は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 3 日から 5 日までの 3 日間、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3 月 3 日から 5 日までの 3 日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3 月 6 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 41 分)

平成 30 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 30 年 3 月 6 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	荒 谷 憲 輝 君	2 番	大 下 修 君
3 番	小 松 雅 彦 君	4 番	上 道 二 三 男 君
5 番	長 根 岩 夫 君	6 番	森 榮 吉 君
7 番	濱 谷 貴 樹 君	8 番	松 尾 國 治 君
9 番	林 貢 君	10 番	百 目 木 和 俊 君
11 番	大 江 和 夫 君	12 番	郷 州 公 典 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	山 田 恵 治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地代所 康 二 君	税 務 課 長	日 影 百合子 君

町民生活課長 鳶 守 利 明 君 健康福祉課長 長 根 清 子 君

産業振興課長 濱 浦 幸 夫 君 建設課長 上 静 志 君

教育課長 引敷林 広 貴 君 会計管理者 長 根 工 君

農業委員会
事務局 長 地 代 所 誠 君 代表監査委員 三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長 澤 田 充 君 庶務 G L 下 平 有 香 君

総務課主査 高 橋 勇 真 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

2 番、大下修君の質問を許します。

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 2 番、大下修君。

2 番（大下修君） ハイ、2 番、大下修です。よろしくお願いします。（大下議員
登壇）

2 番（大下修君） 2 番、大下修です。3 月の定例会に質問の機会をいただきまし

て感謝申し上げます。

全国的に、地方は二元代表制をとっており、住民が直接選挙で町長と議員を別々に選び、町長は予算や条例などの議案を議会に提出したり、人事を決めたりする権限を持ち、議会は議案の議決などで町長の行政運営を監視する役割を担っております。この二元代表制の意義を肝に命じながら、今後も活動してまいりたいと決意を新たにしているところです。

今回、このように浜の活力再生広域プラン、ハマの駅について質問ができるようになったことに感謝したいと思います。

町民の皆様には情報提供ができず、長かった道のりでもあります。議員になって、はじめて6月の議会でハマの駅について質問してから、3年が過ぎようとしています。

漁業者の所得10%向上は、大変響きの良い言葉です。しかし、具体的に漁業者とは誰なのか。漁協か組合員か船乗りか疑問に思っておりました。

10%向上とは、金額がいくらなのか、何人の方々の10%向上か。また、ハマの駅はどこに建てるのか、収益は大丈夫か等々です。本当に情報を得ることができませんでした。

それが、今年度十分ではありませんが、新しい課長さんのおかげで少しずつですが、明らかになってまいりました。既に、建物が建設されましたが、今一度、原点に立ち返る必要があると思い、質問をさせていただきます。

そして、何よりも議員としての役割と町民の皆様には情報提供をできることが一番の喜びです。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

浜の活力再生広域プランの海業支援施設（仮称）ハマの駅の名称もはしかみハマの駅あるでい〜ばと決まり、施設の完成も間近となりました。

水産庁の新たな取り組み事業、浜の活力再生プランの情報を得て、町と漁協と水産関係団体で構成する階上町水産振興協議会がプラン案を作成し、平成26年に階上地域水産再生委員会が発足し、視察等を行い、計画が進んできたと理解しております。

その間、平成28年に浜の活力再生広域プランに変更になり、産地協議会、運営協議会と組織し、平成29年、昨年海業支援施設（仮称）ハマの駅が着工し、今月末完成となる予定です。

ハマの駅は、階上町地域水産再生委員会が発足した、約1年後の平成26年12月定例会の質問に回答することで、広く新聞や議会、町民が知ることとなり、町民の話題や議会の議論が活発化して、今日まで経過し、昨年、平成29年12月に運

営母体の一つの候補として、一般財団法人はしかみふるさとラボの設立が提案されました。

浜プランの内容を拝見しますと、資源の減少やコスト増大、魚価低迷、漁業所得の減少などで、高齢化、後継者不足、漁船の設備や設備の老朽化など、漁業環境が悪化している。これを、地域一帯となつて、課題を克服することに魚価向上、コスト削減、販路拡大し地域間競争力を図り、5か年計画で漁業所得10%向上を目指すこととなっております。

要約すると、漁業者の所得を10%向上させる手段として、ハマの駅で販路拡大、販売促進を行うということです。当然、研修施設で品質管理、活締めなどの研修を行い、魚価向上を目指したりするわけですし、観光客にも販売するわけですから、観光の位置付けともなることでしょう。

このプランには、漁業者の所得向上と共に、ハマの駅の営業も利益を上げ、皆喜ばしい関係になることに期待もしておりました。建設場所が決定したときに、収益に対し不安を覚えました。しかし、かすかな期待を持ちながら、今日まで推移を見守ってきました。

この3月定例会に議案書が配布され、町の予算の支出に愕然とすると共に、憤りを感じませんでした。目的と手段が逆転、本末転倒としか思えてなりません。

ハマの駅に対する町の支出が、年間3,797万8千円なのです。そして、毎年指定管理料として3千万円プラス数百万円の支払いを続けるのです。

今までの経緯を確認し、今後についても整理し、町民に説明することが大切と思い、質問をさせていただく所存です。

浜の活力再生プランが広域に変更になって、承認が下りたちょうど1年前の3月定例会の一般質問で、町長は運営方法や費用対効果については、産地協議会が中心として運営計画の概要を協議する、収支計画や実施計画については、運営委員会で運営体制や生産販売体制など、管理運営計画を作ると答弁しております。

平成27年から同じ答弁を繰り返しており、開業が1年後に迫った平成30年春に開業するにとしては遅すぎないかと不安を抱きました。ハマの駅に対して多くの議員が質問をしてまいりましたが、運営団体や運営方法など経済的なことに関しては、一切回答を得ることができませんでした。

本来、このような事業を進めるにあたり、町にとってのメリット、デメリットを話し合い、建設場所がどこがいいのか、運営はどこが行うのがベストか、経営方法、費用対効果の議論を行い、推進の可否を決定し、国へ申請することが一般的だと思います。

ハマの駅の計画では、当初、階上町水産振興協議会がプラン案を作成したことと

お答えしておりますが、水産協議会で議論されたときに、運営方法、費用対効果及び収支計画について、検討していたのか伺います。

次に、建設場所について伺います。

建設場所については、町民から多くの声をいただきました。建設場所の大蛇海岸沿いは、津波や冬場のしけなどで建物の損壊など、災害のリスクはないのか、交通の便、交通量、特に冬場の集客力、来客数は大丈夫か、利益は出せるのか、町税を使うのか等々、多くの町民の方から疑問の声を受けました。

また、売上、利益、経営を考えると、八戸久慈道の間地として、また、岩手県洋野町の町北も商圈として捉え、交通量の多い国道 45 号線の階上インター付近に造るべきとか、駅前の活性化と共に階上駅と連動した潮風トレイルとして、世帯数も多い榊駅前地区に造るべきとか、いろいろな建設場所の提案もいただきました。

既に決定したことなので、現在の建設場所を否定するものではございませんが、どのような検討で決定に至ったのか、他の候補地も含め建設場所を決定した理由を明確にしておく必要があるかと思えます。建設場所の決定理由をお伺いします。

3 点目として、浜の活力再生広域プランの階上町の漁業対象者は、最下位層漁業者 85 名、最下位層漁業者とは、ウニ・アワビ・海藻類を採る漁業者と定義されております。

刺網漁業者 25 名、簗・はえ縄漁業者 2 名、イカ釣り漁業者 5 名、小型定置 2 名で、漁業所得 10% 向上の対象者は、全員で 119 名と計画されています。

漁協組合員 430 名のうち、最下位層漁業者は 300 名前後と思われます。どのような理由で、85 名が選ばれたのか分かりませんが、時間の都合上割愛し、質問はいたしません、不思議の一つです。

119 名の漁業所得向上の方法は、ハマの駅を活用して加工・販売によるとしております。対象漁業者の 10% の所得向上が図られた場合の所得増加額の総額を伺いたいと思います。

浜の活力再生広域プランは、今年度 30 年度で 3 年目となり、32 年度までの残り 3 年間です。漁業者所得 10% 向上の目的が達成されるか、売上、利益と共にお客様の満足度、リピーターなど、ハマの駅はこれからを占う重要な 1 年となることでしょう。

ハマの駅の営業や販売促進が、漁業者の所得向上に繋がり、浜の活性化に繋がることを期待しながらも確かな見通しがあるのか、確認しておきたいと思えます。

運営計画、収支計画、費用対効果も作成済みと思いますが、年間の来客数、売上高、材料費と町が負担する経費について、費用対効果について伺います。

次に、ハマの駅の活用方法について伺います。

ハマの駅の活用方法については、漁業者所得向上のために観光客を含めた販売促進と研修施設としての活用他、広域浜プランと連携した活用が考えられますが、町ではどのような活用方法を考えているのか伺います。

今回、ハマの駅は指定管理者制度を活用する考えであるとは伺いましたが、階上町指定管理者による公の施設に関する条例によると、第2条に、「指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するもの」とあります。今回、一般財団法人に優先契約をすること自体が適切でない行為と思いますが、町の条例に対する考えを確認したいと思います。

ハマの駅に関する行政の進め方については、階上町水産振興協議会で議論され、水産庁に提出した浜活プラン案や広域浜プランの内容は、説明していただきましたが、計画書は最近まで拝見することができませんでした。

また、昨年12月の全員協議会で運営の組織体は、一般財団法人はしかみふるさとラボの提案がありました。説明では、町で管理することが第一だが、町の一般会計に仕入れに係る予算項目がないことで不可能、漁協は組合業務で精一杯の状況、広域合併の協議中で難しいとの説明でした。

また、わっせ同様のNPO法人は、設立までに4、5か月かかり時間的に難しいと説明があり、昨年10月28日に運営母体は、運営協議会で一般財団法人という方向性を了承いただいたと説明を受けました。

以上が経過であります。なぜもっと早めることができなかったのか、産地協議会、運営協議会を同時に進める必要があったかと思います。

昨年の12月の全員協議会で、運営資金について伺ったところ、3月定例会で報告という回答でした。平成30年度4月からの契約更新のわっせの指定管理者の議会の同意も昨年12月に提案され、同意を得ております。

また、今年1月に臨時議会もありました。このときに、ハマの駅関連の説明があるかと期待しましたが、具体的にはありませんでした。手続上においても間に合わない状況なのにと疑問を感じておりました。きっと、開業が先にずれ込むものかとも思いつつ、3月の定例会を迎え、条例制定と指定管理者の指定が同時に行う議案書が配布され、愕然としました。町の情報提供や進め方に対する考え方を伺っておきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（大下議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。質問も多岐にわたっておりますが、大事な部分でありますので、説明申し上げたいと思います。

まず、第1点目のハマの駅の計画は、当初、階上町水産振興協議会で検討していたかについての件であります。国、水産庁の補助事業を活用してハマの駅を整備するためには、浜の活力再生プランの策定が必須条件でありまして、プラン策定組織である階上地域水産業再生委員会を階上町水産振興協議会にお諮りして設立いたしました。

そしてプラン承認後は、次の段階として、ハマの駅整備の具体的な内容について協議するため、新たに階上産地協議会を立ち上げ、ハマの駅の運営方法、費用対効果及び収支計画について協議を進めてまいりました。

なお、階上町水産振興協議会には、階上産地協議会での決定・協議事項について報告をしております。

次に、2点目のはしかみハマの駅あるでい～ばの建設場所の件であります。建設場所の選定に当たりましては、平成27年1月20日に開催された階上産地協議会の鮮魚小売業部会と水産加工業部会において、どのような必須条件があるかについて検討をされました。その中で、海の見える場所であること、多くの観光客を想定するため、広い土地が必要となること、みちのく潮風トレイルの中継地点となり得ることといった意見が出されました。

これらを満たす場所を検討した結果、大蛇地区のさわやかトイレ付近が望ましいのではないかという結論になり、階上産地協議会で最終選定されました。そしてその後、議員の皆様にご説明申し上げてきたところであります。

次に、3点目の漁業所得10%向上が図られた場合の所得増加額はどのようになるかについての件であります。浜プランにおいて、策定時の直近の5か年における漁業収入の平均値を基準年とし、5年後を目標年として収入額を算定しました。その比較の結果、10%アップとなっております。

ここにおける目標年の漁業所得は、市場価格を参考に算定した販売価格に漁獲量を乗じたものから操業経費を減じ、低速航行や船底清掃による燃油削減費を加えることで算定しております。

これを、1つには刺網漁業、2つ目として簗・はえ縄漁業、3つ目として小型定置網漁業、4つ目としてイカ釣り漁業、5つ目として採介藻漁業の漁業種別それぞれで計算し、増加額約1,500万円を算出したものであります。

次に、4点目の年間の来客数、売上高、材料費と町が負担する経費に対する費用

対効果についての件であります。先般2月20日の全員協議会においても説明したところでありますが、来客数につきましては、1日当たり施設へ来場する乗用車の台数を30台、その乗車人数を1.5人と想定し、これに営業日308日のうち、通常期は日曜日のみ2倍の人数、繁忙期の平日は2倍、日曜日は4倍、閑散期の平日は0.8倍、日曜日は1.6倍で算出しますと、年間約1万9千人となります。

売上高につきましては、施設全体の1日当たりの売上を6万1,250円と想定し、先程の通常期、繁忙期、閑散期の倍数を乗じた後、営業日数を乗じますと2,826万4千円となります。

材料費につきましては、売上額の6割を想定しまして1,649万4千円となります。

あるでい〜ばに係る維持経費総額から、初年度のみ必要な費用、営業スタートに必要な費用、施設火災保険料・自動車共済など町が負担すべき費用である町負担費用を差引き、売上から充当する額を差し引きますと、指定管理料3千万円が算定され、初年度の費用の均衡を図ることとして想定しております。

国、水産庁の施設整備に関する指針において、「事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施者のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない」とあり、この施設では過剰な利益を出すことは想定できず、その指針に基づいた考え方で指定管理料を逡減できることとしております。

効果につきましては、町の魚介類のイメージがアップすることでの魚価の向上、新たな雇用が創出されるなど金額に見える効果はもとより、町への誘客者数が増える、あるでい〜ばに関わる職員の活動が報道されることでの町施設のイメージアップといった金額では見えない効果もあります。

この施設が、水産振興の拠点施設となり、浜の活発化、観光振興に繋がっていくことを期待するものであります。

現在、漁協女性部の商品開発の取り組みや八戸工業大学との連携による取り組みが報道されているように、オープンを控え、活動が活発化しているところであります。こういった活動によっても、少しでも指定管理料が逡減できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、5点目のハマの駅の活用方法についての件であります。広域浜プランでは、地域連携による地域水産物の総合的なPR、販売促進、販路拡大に取り組むこととしており、連携市町の直売所が、それぞれの特産品を交流販売することとしております。

例えば、三沢市漁協の直売所などに、階上町産のウニ・アワビを出荷、逆に、八戸市の八戸前沖サバや三沢市・おいらせ町のホッキ貝をあるでい〜ばで販売いたし

ます。その他、特色ある魚介類を加工した商品、例えば、すき昆布缶詰、ホッキ味噌、船上急速冷凍スルメイカなども同様にあるでい～ばで販売いたします。

もちろん階上町の新鮮な魚介類、漁協女性部や町内水産加工業者が製造した加工品を販売し、また、施設を活用して新商品の開発を進めることとしております。

ハマの駅の研修室や調理室では、海の学校、魚捌き教室など、児童生徒へ海に関心を持ってもらう事業の他、漁業就業体験や新規漁業就業に繋がる技能取得・資格取得の説明会などの事業を、連携中枢市町と連携しながら実施したいと考えております。この様な事業を通して、地域水産業の振興を図ってまいります。

次に、6点目の階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例に係る解釈についての件であります。こちらも2月20日の全員協議会において説明したところでありますが、この条例の第2条において、「町長又は教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。」とございます。

しかしながら、同条例の第4条に（選定の特例）という条項があり、「次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、町長等が定める団体を指定管理者の候補者として行うことができる。」とございます。

更に、この第5号には、「その他町長等が、当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。」とございます。

当施設におきましては、漁協組合員及び関係者からなる産地協議会とそれを母体とした海業支援施設運営協議会を中心として運営について協議してきており、今般それを母体に一般財団法人はしかみふるさとラボが設立されたところであります。

また、この施設は漁家の所得向上が整備の目的でもあり、単に営利を追求する施設ではございません。こういった組織の性格上から、町としては同条例の規定を適用し、協議会を母体とした一般財団法人による指定管理へと進めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の町の情報提供や進め方に対する考え方についての件であります。昨年度までの経緯としまして、詳細で多岐にわたる事業の各種計画書の中からその概要を表しました、浜の活力再生プラン計画、浜の活力再生プランから浜の活力再生広域プランへの移行、海業支援施設の設計概要等について、また、今年度の動きにつきましては、実施設計書、運営協議会の設立、施設運営の方向性、施設名称等、その都度議員の皆様へ、ご説明申し上げてきたところであります。

今後におきましても、運営協議会での協議の内容、あるいは重要な案件につきましては、議員の皆様へ報告し、共通の認識を図るべく努めてまいりたいと考えてお

りますので、浜の活性化に向けて今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。
以上でございます。(町長降壇)

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2番、大下修君。(大下議員起立)

2番(大下修君) ご回答ありがとうございます。時間もないので、ちょっと早口で質問させていただきます。

まず1点目ですけども、ご回答いただきましたが、要約すると、ハマの駅は計画当初、収支計画、費用対効果を検討していなかったということになります。箱物、何億もするものを造ってから収益を検討するということは、一般常識からは考えられないことです。

私は、先々週、ハマの駅と同様の直売所をオープンする八戸市のみなと漁協に行ってきました。みなと漁協では、計画書を作成し来客数も売上も用意周到に計画されています。漁協としても、漁業者の所得とこの直売所を、利益を上げて組合の生き残りとしてもかけるということを伺ってきました。

そして、民間ですからお金を借りて金融支援も受け、支払計画も組んでいるということでした。国からの支援は事業費の2分の1、八戸市は10分の1です。2,765万円の1回きりで運営費などを八戸市から支援を受けることはありません。組合であれ、NPO法人であれ、一般財団法人であれ、民間企業です。赤字ではその団体は継続しません。

階上町のように、民間の団体に運営費を町が支援してくれることを羨ましいと言っておりました。なんとなく恥ずかしい思いもしました。みなと漁協は、自己責任で進め、漁業者の所得向上と直売所の経営を絶対成功させる覚悟で進めると語っていたことが印象的でした。

町は、収支計画、費用対効果について検討していないと述べておられましたが、平成27年度の、議員の皆様方の資料にもあります平成27年度の決算書に、浜プランに対する費用対効果分析委託料として、189万円の支払いをしております。

分析結果は、議会にも公表されておられません。この分析結果の内容と分析結果を公表しなかった理由を伺います。また、費用対効果を分析した結果の報告書は、今後公表していただけるのでしょうか。そのことについても伺いたいと思います。

次に、建設場所の決定理由は、産地協議会で決定したということで、海の見える場所、トレイル広い場所というふうに景観だとかということで決定したということ

ですが、町民の命、安全、財産を守る防災、災害の観点や経営の観点から考慮されなかったということが非常に残念です。

町の施設、大蛇三地区集会所、消防施設などは高台に移転しております。ましてや青森県が公表した津波浸水想定範囲内区域にある小学校2校も児童の安全を確保するために、統合の理由の一つとしております。

町は、産地協議会に町民の生命、財産を守ることを第一優先にした立地にすべきと指導する立場にないでしょうか。土地の観点からいうと、今回購入した5千㎡、6千㎡の土地と同規模の面積は一筆ではありませんが、駅前柳地区にもあります。

線路下だとか漁協の脇とかですね、そして、国道45号線にも多くあることを述べさせていただきます。土地の観点は当たらないように思います。

町は、町税の支出が少なくなるように、また、なくなるように経済性も考慮して決定すべき、指導する立場にあったと思います。安全性や経済性について議論するように指導したのか確認したいと思います。

次に、漁業者の所得119名の10%増加額は1,500万円と言いましたっけ。私が計算したところによると1,560万円でした。これは、情報いただけなかったもので、私、漁協の方に行って古い資料を基に計算させていただきました。

漁師、船を持ってる方は総額1,210万円、34人で割ると年間35万5千円です。最下位層は351万円で、85人で割ると、一人当たり年間4万1千円となります。

対象漁業者のうち最下位漁業者は、金額では少ないものの85名で全体の71%を占めることになっております。今更ですが、この目的のため、この方々の10%所得向上であれば、最下位層漁業者が85名ではなく、約350名前後の組合員の所得向上を目指し、漁師には市場に直売所を建設して、魚や刺身、魚介類を販売する、その方が効果的だと思います。

ほとんどの組合員は、最下位層漁業者です。これ時間がないんで省きますが、組合が6部会あるんですけども、部会で揚げた水揚げを地域や学校や子供達に使っているんですよ。その利益というのは、その組合だけが自然の恵みを享受しているわけじゃないんですよ。

特に小舟渡地区は、そういうのが盛んで地域にいろいろ部会から支援しております。そういうのを考えて、また、漁協が町の方に要望しているのは、稚貝の放流に支援をしていただきたいということなんですよ。

ハマの駅を造ってくれとは、全然要望していませんよ。要望書出てないはずですよ。そういうことを考えると、ちょっとごめんなさいね。そうですね、ハマの駅は、漁業組合が要望したわけではありません。要望は稚貝の放流ですと。放流支援ですと。

この要望と要望のないハマの駅を進めた見解を伺いたいと思います。

それと、これハマの駅だけではないんですけども、どうも町の支援の仕方というのを、私、理解にちょっと苦しむところもあるんですけども、こういった形で運営資金を町の方が、民間の企業に支出してあげるんですけども、よく井戸を掘る支援よりも井戸の掘り方を教える支援が重要だっていう言葉を聞きます。

この余裕を持った、ほんとに中身見てみると相当余裕を持った支援ですよ。赤字にならないように、この自分たちが設立した会社を赤字にしないようにというふうな支援の仕方です。

そうすると、経営者の努力も知恵も生まないんですよ、経営者の。民間では、全て自己責任です。倒産を意識して、社員一丸、全員一生懸命働きます。このことを町も十分理解しておかなければならないと思います。

漁業者は110名の、これ言ったっけ。のために、ハマの駅に3億2千万円投資したことに加えて、3年間の運営費1億8千万円の金額で、計画期間の5年間で4億2,800万円支出するという予算編成をしております。これが妥当であると考える町長の見解を、先程の見解で述べられておりましたが、もう一度伺いたいと思います。

それとちょっとずれますけども、集会所施設と今回のハマの駅、わっせ、道の駅の支出の仕方が違うんですよ。というのは、集会所は、光熱費、基本料金しか払っていません。あとは、町内会で払います。

ところが、ハマの駅は基本料金プラス燃料費、使用料、これ全部払ってくれるんですよ。この指定管理者としての集会所の施設とハマの駅の支出の違いの見解を伺います。

次に、平成22年12月28日付けで、総務省自治行政局長から青森県知事宛に、指定管理者制度の運用についてという文書が届いております。ちょっと読むと、また時間がなくなってしまうんで読み上げませんが、それは先程述べていた、何々の理由でやりません、そういう公募しませんという理由、そういうのをやっちゃいけませんよという、そこだけちょっと読ませていただきます。

指定管理者制度の運用について、「平成15年9月から、指定管理者の制度が設けられました。地方公共団体において様々な取組がなされる中、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、以下の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条17の5に基づき助言します。」とあります。

今回の指定管理者の公募のところについてなんですけども、その4のところに、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供す

るため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、」とあります。

だから、公募はしてください。公募することに意味があるんですよ。大きな大義名分があるんですよ、ということをお国の方で指導しております。この指導は、町の方も分かっているはずですけども、なぜ簡略化して今、審議は、8日と9日なんですけども、条例の制定、指定管理者の同意、ここの公募と選定委員会の2つのやる手続きを抜かしてやるっていうことをするんですか。国から、こういう指導が入ってるんですよ。そこんところの説明を伺います。

それと、平成26年4月22日付けで、総務大臣から都道府県知事宛に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進についてという文書が、町の方にも届いていて、町の方でも階上町公共施設等総合管理計画を作成して、今年度具体的なスケジュールを進めていくというふうに伺っています。

その中で、文面はもう読み上げませんけども、厳しい財政状況の中、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、人口減少により施設の利用需要が変化していく中で、建物、学校も含め河川、橋梁、道路など、計画的に進めなければならないという趣旨です。

これには、相当深い意味があります。私は簡単に言うと、お金がないですよ、人口が減るし、施設の利用者も少なくなりますよ、よく考えて財政の支出を行うようにということです。本当にこれは、今人口構成、全員協議会でもお話ししましたが、でも、団塊の世代というのが、2040年問題ですかね、ありますけども、今、ほとんど協働の町もある種の飲食店の購買も団塊の世代の方々が活動しているんで、この方々が75、80になったら、だんだん協働のまちづくりもこういったところの購買意欲がガタンと下がるはずですよ。

そういった中で、営業施設ハマの駅、道の駅、わっせ、同様になるかと思います。どんどんどんどん売上が落ちていく。よっぽど、販促だとか付加価値のついた商品を目指していかないと、ということで、今後、売上が下がっていくんだから、今3,800万ですけども、お客さん減ってくんですよ。

資料は渡しておいたんですけども、45号線に階上インターのところ建てた場合、あそこは7,600台、1日走ってんですよ。道の駅は1万2千台、日の当たりの交通量ですね、わっせは1千台、900なんぼですけども1千にして試算しました。

駅前だとか大蛇地区は出ておりません。あの、参考までに種差2,300台、で仮に、45号線の階上インターのところ建ててれば、2,300万近かったかな、利益が出るんですよ。町、全然負担しなくていいんですよ。そういう資料になってますんで、それは後で参考までに見ておいてください。

そこだって、私ずっと交通量見てきました。下がってきてんですよ、交通量が、全体的に。これ、地方はそうです。人口が減ってるんですから、交通量下がるの当たり前で、購買も減ると思います。まあ、それは参考までにですね。

それで、こういったものを、公共施設等管理計画からいうと、将来この負担を誰がするのかってときに、これ子供達ですよ、子供達が大きくなって、我々はもう20年、30年後はいないんですから。誰負担するんですか、これ取り壊したり、
.....

本当にね、総合管理計画からいくと、真逆です。この整合性を町長に伺いたいと思います。

最後に、結論だけ。今八戸が、荷捌き場で国に返還を求められましたよね。ちゃんと利用する人数が何人だかあるんだけど、2、3人しか使っていなかったと、じゃあだめでしょと、こんなものに国はお金出せませんよと、返してくださいと。そういうことをやってるんですよ。だからそれに対して、そういうリスクも検討しておかなければならないと思います。

そこについても伺っておきたいと思います。そうして、最後になりますけどもう1回、原点に返ってやってかなくちゃいかんのかな、もう一度考え直さなきゃいかんのかなということです。

いくら情報提供をしなかったからといって、議論も反対もしなかったって言い訳したところで、ハマの駅を造った事実は変えられません。この責任は、当然、町長、理事者にあると共に、二元代表制の一員である議員、私たち全員にもあるんですよ。

これをきっちり町民と議論して、どうやっていった方が本当にいいのか、いろんな情報を集めて決めていかなければ、このままボンッとやって3,800万円をただやるわけにはいかないんですよ。そういうことで、いろんな情報を出していただくということで、質問をさせていただきました。回答をよろしくお願いします。(大下議員着席)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

町長（浜谷豊美君） ハイ、大下議員の再質問が非常に焦点が絞りづらくて、私の方からは、質問があった部分について、そして後は担当の方から回答をさせていただきます。

現在地に、ハマの駅を建設することになって、そして進めていることに対しての

いろんな考え方は、今聞きましたけども、根本的に要望がされていないでしょうという話、ハマの駅の建設の要望が漁協から出ていないはずだと、で稚貝の放流はしているというふうなお話ですが、これまでも稚貝の放流の件についてもお話をしてきましたが、私が平成 17 年 12 月に就任いたしました。その時点において、町の方針として、ウニ・アワビの稚貝の放流につきましては、毎年、減らしていくというのが、既に決定されておりました。

それを私が引継いで、そのあとの水産振興を進めてきた中で、皆様ご存じの 3.11 大震災があり、その時点でまた一度、補助金を協議をして進めてきた経緯がございます。

そして、この件については、これまでも監査委員の指摘もあり、そして、議会でも話題になったことがございました。放流の補助金をただ単に減らすだけではなくて、ウニ・アワビだけに頼らない水産業を目指そうとして、今進めているのが、その流れの中で、大震災で被害を受けた漁業者に対しても、そして、浜の活性化の為にということも含めて、町として水産振興の一つの方向として、ハマの駅を考えたいものでございます。要望はされて進めているものではございません。

あとは、担当から説明をさせます。(町長着席)

産業振興課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長(濱浦幸夫君) ハイ。(産業振興課長起立)

それでは、大下議員のご質問にお答えしたいと思います。ちょっと多岐にわたりますので、洩れがあるかなと思いますけども、ご了承いただきながら簡単に説明させていただきます。

1 点目の費用対効果の分析委託料、27 年にやってるんだということで、その公表がないんでないかというお話でございましたけども、1 回目の町長の答弁にもございましたけども、海業支援施設に係る重要な案件につきましては、議員の皆さんに共通の認識を図るということで、まずご説明申し上げてきているところでございます。

その際には、事業計画書ということで多岐にわたる計画書でなくて、概略を掴める概略版で皆さんにご説明しているというところでございます。ご了承いただきたいと思います。

それから、建設場所について町が指導の立場にあったのかという、その場に行っ

て職員が指導したのかというご質問かなと思われま

この件につきましては、最終的には産地協議会において大蛇地区のさわやかトイレということで、最終選定されております。その際、会議を行う際にも職員の方で、議論を見守るという形で産地協議会の中で協議して参加させていただいております。その中では、

2番（大下修君） 安全だとかね、津波が来るよっていうのとか、経済について指導したかしないか、いや、してません、してます。

議長（山田恵治君） 大下議員、答弁をお聞き下さい。

産業振興課長（濱浦幸夫君） まず、その中で持ち合わせた情報を、私ども提供をしながら、議論が深まるような形で、その経済性、津波の危険性等を考慮して決定に至ったということでございます。

それから、光熱水費の違いということでございますけども、集会所につきましては、使用に当たっては受益者負担の原則からということで、使用料を徴収するということになっております。そのため、設置者である町から基本料金だけを指定管理料の中に算定して、支払っているということでございます。

今のハマの駅につきましては、先般の全員協議会でもお話したとおり、その一部を指定管理料の中に入れて、あとの残りをハマの駅の法人の方の売上から充当して、頑張ってくださいということになってございます。

それから最後になりますけども、八戸市さんの例が出まして、リスクの件でございます。この件につきましては、当事業につきましては、国の補助事業でございます。会計検査院の検査対象ということになっておりまして、もちろん、毎年になりますけども工事の施工状況等受検する。それから、その結果の利用率という検査を受けるということになります。

利用率が低い場合ということだと思いますけども、そういう指導を受けた場合については、補助金の額の上限を限度として返還をしなければならないという部分が出てくる可能性があります。

そうならないように、私ども計画に基づきまして、毎年検証をして目標達成に向けて、今のハマの駅の完成に向けて頑張りたいと思っておりますので、ご協力、ご理解をしていただきたいなと思っております。

私からは以上です。（産業振興課長着席）

議長（山田恵治君） 以上で、2番、大下修君の質問を終わります。

2番（大下修君） ハイ、議長。全部答弁してないですよ。

私が質問した事項に対して、全て答弁していないですよ。時間切れ。

議長（山田恵治君） あと、どの部分を。

2番（大下修君） どの部分。国の指定管理者の運用について、ちゃんと基本通りの手続きに則ってやりなさいって言うてることに対して、なんでそれらの手続きを省いてポンっと飛び乗ったかちゅうこと。それについての見解を伺いたい。

議長（山田恵治君） その部分についての答弁。

2番（大下修君） それと公共管理。

議長（山田恵治君） 時間過ぎてますので、こちらの答弁を優先します。

2番（大下修君） 議長、それだけじゃないですよ、公共施設等管理計画もありますよ。あと、頓挫した場合、これは言ったな。将来に、子供達に残すことについて、これについてはどう考えるのかちゅうこと。3点位かな。

議長（山田恵治君） ハイ、この3点で分かる範囲で答弁をお願いします。時間過ぎてますので、今の答弁で終わりたいと思います。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。（産業振興課長起立）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、大変失礼しました。大下議員の質問にお答えしたいと思います。

指定管理者制度の運用についてということで、先程、平成22年の国からの指導があって、県知事の方に流れて、それから市町村の方というお話でございました。

私どもも、その22年の内容につきまして確認しておりますけども、これについては、まず先程、大下議員ご案内のとおりでございます。

しかし、1 回目の答弁でございましたとおり、町長の特例の部分に基づいて、今現在、ハマの駅の方を指定管理に指定する手続きをとらせていただいております。

以上です。（産業振興課長着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） ハマの駅に関しまして、施設の管理運営計画の方に関連してのお話でございましたので、管理運営計画の方を担当してございます当課の方からお話をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、長寿命化等について謳っている管理計画でございまして、今回のハマの駅の部分については、現在その計画の中には入っていないかと思っております。

お知らせしてございますとおり、今年度、個別の計画、古しい施設等についての個別の計画を立てていくことになってございますが、当然今出来上がれば、その中にも新しい建物であってもその中に入っていきますので、そちらの中でまた全体の町の運営費用、それから改修費用等の中で考えていきたいと思えます。

以上です。（総合政策課長着席）

2 番（大下修君） ちょっと時間ですが、議長。質問の内容が伝わっていません。質問の内容はですね。

議長（山田恵治君） 大下議員に申し上げます。60 分という時間は、質問と答弁を含めた時間で、議会で皆さんの話し合いの中で決められてこられたことでございます。

そして、今回は答弁の時間を 10 分程、議長の判断で延ばさせていただきました。これをもって、大下修君の質問を終わりたいと思えます。また、詳しくはあるいは、担当課の方からまた、大下議員に報告をするということで、ご了承いただきたいと思います。

以上で 2 番、大下修君の質問を終わります。

2 番（大下修君） ありがとうございます。

議長（山田恵治君） 5番、長根岩夫君の質問を許します。

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5番、長根岩夫君。

5番（長根岩夫君） ハイ、5番、長根です。よろしくお願いします。（長根議員登壇）

5番（長根岩夫君） 5番、長根岩夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。3月定例会に質問の機会をいただきまして、感謝を申し上げます。本会においては、議員の務めとして町民の皆様からいただいております、行政への施策などについてご意見を申し上げ、ご答弁をいただいて、その内容について広く町民の皆様にご紹介を申し上げる、そういう役割も果たしていかなければならないと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

始めに、災害弱者への対応についてであります。災害が発生した場合、避難をするために援護を必要とする方々の対応については、平成27年9月定例会において質問をさせていただきましたが、この度は、階上町地域福祉計画の2期目として、平成30年度から34年度までの5年間をまとめておりますので、要援護者避難支援に繋がる総合的な生活支援体制を目指すとしております。

平成26年には、災害対策基本法が改正されまして、町の防災基本条例にあります災害時要援護者の名簿作りと支援計画を作成することになっております。進捗状況等について質問をさせていただきます。

1つ目に要援護者の支援計画については、1人1人個別の計画書を作ることになっておりますが、他の町村においては、名簿等の個人情報の問題から要援護者の承諾を得る必要がありますので、遅れの原因になっていると聞いております。当町の進捗状況等について伺っておきたいと思っております。

2つ目に要援護者の避難については、自治会や民生委員、自主防災組織となる地域住民や消防団、さらには社会福祉協議会や災害ボランティアなどと共に、体制作りをしていく必要がありますが、町は情報を共有する方々の範囲を、どのように考えているのか伺っておきたいと思っております。

3つ目に当町の要援護者名簿作成に当たり、対象となる要介護認定者や障害者及び高齢者など、区分ごとに人数と名簿登録の総人数を伺っておきたいと思っております。

4つ目でありますが、大規模災害時に避難者、被災者支援を目的に、災害ボランティアセンターを開設されると社協だよりに掲載をされておりましたが、町の防災条例に規定はないわけでありますので、町はどのような連携と対応を図っていくのか伺っておきたいと思います。

次に、太陽光発電等について伺います。

地球に優しいクリーンエネルギーとして、太陽光発電等の発電施設が多く見られるようになりました。当町においても、営業を目的とする太陽光発電施設が多く設置をされ、近年は、毎年約40億円もの設備投資があると聞いております。

営業に係る太陽光発電設備の固定資産税について質問をさせていただきますが、売電を目的とする機械設備等の償却資産の税率は、年1.4%であります。3年間は、3分の1の税の控除を受けると伺っております。平成28年及び29年の償却資産に係る税収額と件数を伺います。

土地については、地目の評価が雑種地として扱われることに聞いておりますが、平成26年から29年までの地目変更による税の増額分を伺います。

2つ目に、当町の創生総合戦略の1番目に掲げてあります、住宅用太陽光発電システム設備設置補助金制度についてであります。これまで実施された事業のメリットと事業成果として件数と補助金の総額を伺います。

町のホームページでは、28年度までの制度として終了したとありますが、今後更に移住や定住促進を図るために、町独自の事業の継続を検討する考えはないか伺っておきたいと思います。

3つ目として、災害時の指定避難所における太陽光発電の設備について伺います。以前の質問で、石鉢ふれあい交流館に太陽光発電設備の設置を希望する発言がございました。

避難所として、停電時に必要な電力を賄うシステムとして、適正な検証をしてみたいとのご答弁であったかと思いますが、その後の検証の結果及び設置の見通しはどのようなになっているのか伺います。

4つ目として、避難所及び公共施設の停電時の発電設備として、今後、太陽光発電設備を設置する考えはないか伺っておきたいと思います。太陽光発電コストが10年前に比べて、世界的に73%もの値下がりをしていると報道にございました。安い価格で発電が可能になっているということになります。

大災害により多くの方々が、避難所に避難をされる事態、まさしく東北大震災を想定したときに、家を失い、1か月を超える避難所生活を余儀なくされました。私自身も1週間近く避難者への食料支援などの活動を経験いたしておりますが、その際の避難者の一番ひもじい思いは、停電のために暖房設備が使えず、寒さに耐える

日々を過ごしたことでありました。

また、照明がなく、テレビなどの報道も十分に得られないという不安な日々でもございました。日常では考えられない生活がそこにはありました。このことから避難所施設の自家発電設備は、十分な使用に耐えられるものでなければならないと考えております。公共施設に停電時の発電設備として、新たな検証を加え、太陽光発電設備を設置するお考えはがないか伺います。

次に、いじめ問題について伺います。

町では、平成 29 年度予算により、学級現状調査診断委託として、やる気のあるクラス作り、居心地の良いクラス作りとして、全児童と生徒にアンケート調査を行い、不登校やいじめ防止の早期発見に活用したいとしておりますが、子供とはいえ、プライバシーはしっかりと守られなければならないと思います。

このような調査は、できれば学校あるいは町独自で実施するべきものではないかと思いますが、どのような理由から外部委託とされたのか伺います。また、アンケートの内容と評価結果の活用方法について伺っておきたいと思います。

2つ目として、発達障害の子供のいじめ問題として、多動性症候群などにより子供が自己を抑制できないために、孤立をし、いじめにあうという事例を聞いておりました。障害の程度も違うことから、個別の対応の難しさもあるかと思いますが、当町の教育現場では、どのように把握をされ対応されているのか伺います。

また、障害のある子供の特性を理解できずに、いじめが進み、うつ病など二次障害で不登校になるという例も聞いております。当町での症例と件数を確認させていただき、また、今後の対応等について伺っておきたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（長根議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の災害弱者への対応についての件であります。本町では、東日本大震災後からその体験を踏まえ、既に災害時要援護者支援の取り組みを進めております。

平成 24 年度には、早々、県の事業を活用し要援護者管理システムを導入して、災害時に可能な限り迅速に対応できるように、近隣に住む地域支援者の皆様のご理

解とご協力を得ながら、台帳整備に努めております。

災害時要援護者登録に当たりましては、各地区民生委員・児童委員の日常活動と併せて、担当地区の対象者にその必要性を説明し、ご理解をいただき、申請された方には、個別に避難支援計画を作成しております。

現在の登録者実数につきましては、468 人となっており、区分ごとの延人数では、一人暮らし高齢者 339 人、障害者手帳保持者 99 人、要介護者 34 人となっております。

登録された方の情報共有の範囲につきましては、要援護者登録制度実施要綱において、情報を共有するために、名簿台帳の保管は民生委員・児童委員、地域支援者の他、消防本部、警察署となっており、年 1 回必要に応じて情報提供をしております。

対象者の中には、議員ご案内のとおり、個人情報の提供が課題となっておりますが、関係者への情報提供に同意いただけない方は、平常時の安否確認を町で実施し、登録している方もいらっしゃいますので、今後も、町、民生委員・児童委員により勧奨していただきながら、登録を勧めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとの連携についてであります。平成 24 年度に災害時におけるボランティア活動等に関する協定書を町と社会福祉協議会で締結し、活動に関する必要な事項を定めており、センターの設置につきましては、町の実情により、社会福祉協議会が設置し、その運営は、社会福祉協議会が行い、町は必要な支援を行うこととなっております。

災害時の運営は、運営マニュアルに従い実施することとなりますが、特に大災害時など被害の状況に応じて、より迅速に的確に運営できるように、普段のボランティア活動や研修会等で訓練を実施しております。

現在、ボランティア登録数は、町民 12 名、雪かきボランティア等の大学生約 30 名であり、大学生は団体登録を勧めており、若い世代を含め、具体的に展開できるように活動の中で連携を深めてまいりたいと考えております。

災害時要援護者への支援につきましては、発災直後の対応が重要であり、日常生活を共に営む、近隣住民の支え合い活動が要となると考えます。先般、報告させていただきました地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会を中核として日常の業務を充実させながら、地域福祉向上に努めてまいります。

次に、2 点目の太陽光発電等についての件であります。売電を目的とする太陽光発電設備に係る償却資産の固定資産税と土地に係る固定資産税の状況につきましては、事業用太陽光発電設備に対する償却資産の固定資産税は、平成 28 年度 18 件、約 3,450 万円、平成 29 年度 21 件、約 3,200 万円となっております。

土地に係る固定資産税につきましては、議員ご案内のとおり、設備を地上に設置している場合、土地の課税地目は原則、雑種地となり、平成 26 年度から平成 29 年度までの山林や農地等から雑種地に、課税地目を変更した土地に係る固定資産税は、変更前約 44 万円の税額が、変更後約 290 万円となっており、246 万円程増額となっております。

次に、家庭用の太陽光発電設備の補助金制度についてであります。本町では、平成 21 年 10 月に階上町地球温暖化対策推進実施計画を策定し、その取り組みの一環として、地球温暖化の防止と環境保全意識の高揚を図ることを目的とし、平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を行い、延べ 130 件、1,389 万 7 千円の補助金を交付してまいりましたが、設置される方が減少してきていることや県内自治体の事業の実施状況などを踏まえ、平成 28 年度をもって事業を廃止したところであります。

太陽光発電のメリットとしては、年間発電量約 1 万キロワットで、灯油約 2,315 リットルの消費と、約 5,145 キログラムの二酸化炭素排出量が削減されるとされており、地球温暖化防止対策に有効なものと考えますが、一方で、近年、毎年下がり続ける売電価格と設置費とのバランスにメリットが見られなくなったことで、設置される方が減少しているものと考えられます。

今後は、家庭でできる温暖化対策の PR を行うと共に、県内自治体の動向や県からの情報収集を行い、補助事業等を検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、階上町安全安心住宅リフォーム促進支援事業の中に、省エネルギー性能向上を対象とした太陽光発電システム設置の補助事業がございますので、この事業の周知にも努めてまいります。

次に、災害時の指定避難所における太陽光発電設備の設置についてであります。議員ご案内のとおり、平成 26 年 6 月定例会の一般質問におきまして、石鉢ふれあい交流館への太陽光発電蓄電システム設置のご提言がありました。

そのご質問に対する答弁として、蓄電池の処分や更新に多額の経費がかかることや太陽光の発電量データが少ないことなどから、まずは整備したハートフルプラザ・はしかみで検証するとしたところであります。

その後、平成 28 年度に道仏交流センターを整備する際に、ハートフルプラザ・はしかみのデータを用いて、太陽光発電の整備を教育委員会で検討しましたが、発電自体は、当初計画した見込みの発電量よりも、天候などの自然的な要因もあり若干少ないものの、一定の効果があると判断できましたが、初期投資と更新時の費用が、まだ高額であることから、当時制度としてありました国の基金事業を取り止め、発電機で対応することとしたところであります。

また、石鉢ふれあい交流館につきましても検討しましたが、同様に初期投資と更新時の費用が高額であると判断し、設置しないこととしたものであります。

設置見通しにつきましては、次の今後における避難所を含む公共施設への太陽光発電設備の設置の件と併せて答弁させていただきますが、今後における公共施設への具体的な設置の見通しにつきましては、現在のところ設置予定はございませんが、議員ご案内のとおり、世界的には再生可能エネルギーの発電コストが低下の傾向にあり、今後も低下する可能性があるとの報道されております。

また、更に技術革新が進み、現在は高額な蓄電池の費用も今後低下する可能性もありますので、引き続き、ハートフルプラザ・はしかみの状況や太陽光発電システム設備の技術革新の動向等を注視し、既存の公共施設の建替え等の時期において、財政的に負担の少ない手法を模索しながら、検討してまいりたいと考えております。

3点目のいじめ問題等についての件は、教育委員会で所管しておりますので、教育長より答弁をさせます。

以上でございます。(町長降壇)

教育長(川浪孝雄君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 教育長、川浪孝雄君。

教育長(川浪孝雄君) ハイ。(教育長起立)

それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。私からは、3点目のいじめ問題等についての件につきまして、お答えいたします。

最初に、議員ご質問のアンケートの主な内容と評価結果の活用方法について、お答えいたします。

学級現状調査診断は、児童生徒の心理的側面を調査し、その結果から児童生徒への理解を深め、必要な支援体制を構築するものであり、現在、小学校から高校まで広く利用されているものであります。

本町におきましては、アンケート方式で全児童生徒を対象に年2回実施するものであり、調査内容につきましては、学校生活意欲や学級満足度とソーシャルスキルの3つの主な項目となっており、その調査結果をもとに、学級集団の状況や児童生徒の3つの主な項目を客観的に把握し、児童生徒の心に寄り添ったきめ細かな指導・支援を行い、よりよい学級集団づくりのために、活用しているところであります。

また、不登校やいじめ等の可能性を把握し、早期発見や深刻化への予防にも活用

しているものであります。

次に、調査診断の外部委託の理由についてであります。不登校やいじめについては、小学校では学期ごとに、中学校では毎月、独自に調査を実施し、把握に努めているところであり、教育委員会といたしましては、先程ご説明いたしました調査診断の内容にあるように、学校や教育委員会ではできない児童生徒の心理的側面を調査し、学級集団の状況や、学級集団における児童生徒の相対的位置関係など客観的なデータが得られ、専門的な集計・分析ができる外部へ委託しているものであります。

今後も客観的なデータをもとに、児童生徒への理解を深め、学級運営や今後の指導指針などに活用して、児童生徒のよりよい学校・学級の環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、発達障害の児童生徒も含めてのいじめの状況把握についてであります。先のご質問にもありました学級現状調査診断の分析結果により、児童生徒個々の状態を把握すると共に、各学校では、先程申し上げましたとおり、いじめ等に関するアンケート調査を実施しており、また数回の教育相談を行い、いじめ等の早期発見に努めているところであります。その対応につきましては、いじめや悩み等を把握した場合には、学校全体で情報共有し、組織的な対応により解消してきております。

特に、発達障害などの障害のある特別支援学級の児童生徒につきましては、学級担任のほかに、学習支援員や生活支援員を配置しており、児童生徒を支援しながら見守り、いじめ等の早期発見に努めているところであります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家が、対応できる体制を整備しているところであります。

次に、いじめが原因で二次障害となり不登校になった症例や件数についてであります。今までそのような事案は発生しておりませんが、今後におきましても、学校・家庭・地域・町がより連携を図り、児童生徒の心に寄り添った対応をし、いじめの防止、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（教育長着席）

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5番（長根岩夫君） ハイ、5番、長根です。ご答弁をありがとうございました。続けて少し質問をさせていただきます。

災害弱者への対応についてであります。要援護者の登録されている人数は、468 人ということで伺いましたが、まだこれは申請をされた方のみということ、どういふことか登録をされていない方もいらっしゃるということのようでもありますので、なんとかそういう方々にもご理解をいただいて、更なる支援の手を差し伸べていただくように希望をしておきたいと思ひます。

要援護者の支援計画書作成に当たっては、災害別に避難場所や経路、避難の用務、それから連絡先等記載することになっているようでもあります。作業には、民生委員の方々が本当に大変なご協力をいただいて、作成にあたつたものと思ひます。感謝を申し上げたいと思ひております。

要援護者の個別の支援計画書については、災害時の要援護者の安否の確認あるいは救助、また手助けをする特定の支援者、これを決めることになっていると思ひます。これまでに全ての支援者、この方を決めることができたのか改めて伺っておきたいと思ひます。

また、要援護者の個人情報の提供であります。なかなか難しいというご答弁がありました。しかしながら、災害時において、要援護者の速やかな状況確認が必要であります。

また、災害においても様々な手助けをする社会福祉協議会や災害ボランティアの方々に対しても、必要に応じて情報を提供する、そういうことも必要ではないかと思ひます。今後とも検討をしていただきたいと希望しておきたいと思ひます。

また、太陽光発電であります。税制の優遇措置も終了したということでもあります。償却資産に係る固定資産税、これについては、40 億円という大きな設備投資、先程は 29 年度 7,360 万円ということでしたが、

町長（浜谷豊美君） 3,200 万円です。すみません。訂正して下さい。

5 番（長根岩夫君） そうですか。ただいま訂正があつたようでもあります。29 年度は 3,200 万円という額であつたようでもあります。果たして、今後ピーク時には、まだ最大でどの程度の税収額になるか伺っておきたいと思ひます。

この国の温暖化防止の施策で始まつた売電を目的とする太陽光発電であります。想定外ともいえる本当に大きな税収となっております。これが通常の税収として扱われることになるかと思ひますが、厳しい財政状況の中、基金の積立や起債の償還などに充てれるように、そういう使途についてもお考えをいただきたいと思ひております。町の今後の対応について伺っておきたいと思ひます。

家庭用の太陽光発電の設備設置については、新たな町の施策として展開すること

になっております。移住定住促進の目玉として、更には若い世代への思いを込めた施策として継続を検討するように、再度の検討をしていただくように希望をしておきたいと思います。

次に、震災を経験したからこそ、避難者の身になり、備えをするという感覚は町職員、理事者においてもお持ちになっていることかと思えます。当町の公共施設、避難所には、果たして停電時に即時に機能する暖房設備が整っているのか、改めて確認をしておきたいと思えます。

大震災の折には、公共施設への燃料も滞りました。庁舎の暖房も停止し、電気についても最小限の使用ということで、職員の方々も大変ご苦勞をされた経験があるかと思えます。

今後の対応としては、本来あるべき姿を考えると、避難者の方々には不憫をさせないように、最低限の暖房は必要かと思えます。化石燃料を使用する発電設備あるいは太陽光発電の設備の共用、そういうことも実質、避難者のためには考えていくべきものと思えます。費用のみを比較、検討するということではないかと思えますので、一つ改めてご検討をしていただくように希望をしておきたいと思えます。

いじめ問題についてであります。学級現状調査診断委託は、30年度も継続されているようでありますが、子供達のプライバシーが本当に守られているのか、決してPTAや学校関係者から、子供達の情報が聞こえてくるようなそういうことがないように十分注意を払っていただきたいと思います。

29年3月定例会に、不登校の現状についての一般質問がありました。28年度の2学期末でいじめの認知件数は、50件程あると伺いました。また、不登校の児童生徒数は10人程度あるという答弁をいただいております。最新のいじめの件数と不登校の件数を伺っておきたいと思えます。

子供達のいじめの件数が50件ある、そういう事実からは、いじめをする側の人間が50人いる。いじめられる子供が50人おります。そういう現状、29年度は児童生徒数937名程いると聞いております。9人に1人がそのいじめの対象になっていると、関わっているということになるかと思えます。

いじめる側、いじめられる側、100人の子供達がこの深刻な状況にあるということでもあります。教育委員会、教育委員、また命を育む教育アドバイザー、更には、いじめ防止委員会にソーシャルワーカーや支援員など、多くの方々が、教育関係者が協議をして、ここまで来ているわけではありますが、果たして目の行き届いた調査は本当に行われているのか、また、対応は適切に行われているのか、そしてまた、今日いじめ問題は改善をされてきているのか、いささか疑問に思えます。

そしてまた、いじめ問題が不登校の原因になっていないとは、本当に言い切れる

のでしょうか。さらには、二次障害の子供は、本当にいないと言い切れるのでしょうか。

先程の答弁にありました、児童の心理的側面を調査する、児童の相対的関係を客観的に云々とありました。しっかりと子供を支える体制作りをしていただきたいと希望をしておきたいと思います。

また、先頃は大阪市立の大空小学校の発達障害の子供が、健常者と同じ教室で学ぶと、そういう姿をありのままで映した「みんなの学校」という映画が話題となっておりましたが、教育の先頭に立つものが教育の方向性をしっかりと示すことで、今や不登校はなくなっているとありました。包み込む教育、インクルーシブ教育という理念であるそうでありますが、児童に寄り添った教育とは、このような姿であると思っております。

当町においても、このいじめをする側、される側、双方の子供に対してしっかりと寄り添い、見守っていくことが一番の解決になると考えるものでありますが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家が、対応できる体制を整備していくということですが、現状のいじめの件数からも、教育委員会としていじめに合っている子供達を、果たしてどのような手立てにより、救済をしようとしているのか、今一度、改めて伺っておきたいと思います。

また、第5次行政改革では、教育委員会の情報を公開するとしております。この行財政改革については、教育委員会自らが情報開示についての提案をしていることと思います。

これまでにホームページなどで、委員会の会議の詳細、また、先程のいじめ問題等の問題について、あるいは取り組み、対応について公表をされたことはないかと思っております。今後の情報公開のあり方について、教育長よりお伺いをいたします。お願いいたします。(長根議員着席)

健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、健康福祉課長、長根清子君。(健康福祉課長起立)

健康福祉課長(長根清子君) それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の要援護者に対して特定の支援者を決めることになっているが、これまでに全ての支援者を決めることができたのかというご質問ですが、町では、災害時要援護者の手助けをする方を地域支援者として、声掛け支援などを依頼しております。

災害時要援護者 468 名のうち、避難誘導や介助が必要な方は、登録者全体の約 54%で 255 人となっております。そのうち、地域支援者が決定した方は、町民の皆様のご協力のもと、お陰様で約 76%で 195 人となっております。

地域支援者の決定が困難な方 60 名については、健康福祉課や関係機関で対応しておりますが、迅速な避難支援方法につきましては、課題となっており、近隣の支え合いを推進しているところでございます。

また、自分で移動が困難な方などへの支援方法につきましては、個別避難支援計画を具体的に、また実効性のある支援について検証をし、より良い方法を構築してまいりたいと考えております。

2つ目のご質問の社会福祉協議会や災害ボランティア活動のための情報共有ですが、議員ご案内のとおり、大変重要な事項と捉えております。社会福祉協議会とは、連携活動を重ねておりますが、平成 22 年から対象者の突き合わせを実施し、東日本大震災や台風、豪雪の時の支援など、その都度、災害時の支援について分担しながら対応してまいりました。

特に、大災害時は普段の活動が重要となるため、今後は社会福祉協議会と要援護者支援に関する情報提供の協定を結び、対象者の洩れのないよう情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

税務課長(日影百合子君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、税務課長、日影百合子君。(税務課長起立)

税務課長(日影百合子君) ハイ。それでは、長根議員の償却資産の固定資産税について、現在、軽減措置されておりますが、今後、軽減がなくなった場合、税額がどれぐらいになるのかというご質問に対して、お答えいたします。

議員ご案内の軽減措置の内容でございますが、これは、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置の特例制度でございます。

経済産業省の認定を受けている太陽光発電設備等に対して、平成 28 年 3 月 31 日までに新たに取得された設備に対し、新たに償却資産の固定資産税が課税されることとなった年度から、3 年度分に限り課税標準額を 3 分の 2 に軽減するというものでございます。

先程の答弁で、平成 29 年度約 7,360 万円と申し上げましたが、こちらを平成 29 年度 21 件、約 3,200 万円に訂正をお願いいたします。

議員ご質問の本町の状況でございますが、軽減の特例措置により、平成 26 年から設置件数が増えてまいりましたが、対象設備に対する軽減措置の設置適用期間が、既に終了していることから、今年度の新規の設置件数は、3 件に留まっているところでございます。

今後、特例適用期間 3 年が経過した場合の課税対象となるべき発電設備等は、毎年、減価償却されますので、それらを勘案いたしまして、平成 31 年度の見込み額約 3,500 万円をピークに減少していく見込みであります。

以上でございます。(税務課長着席)

町民生活課長(鳶守利明君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、町民生活課長、鳶守利明君。(町民生活課長起立)

町民生活課長(鳶守利明君) 住宅用太陽光発電システム設置につきましては、先程の町長の答弁にもございましたが、県内自治体の動向や県からの情報収集を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、ご質問のありました避難所への太陽光発電設備の設置についてお答えいたします。避難所への太陽光発電設備の設置につきましては、停電時において既存の発電機と併せて、有効なものであると考えております。

夜間の暖房設備も含めた電力の供給としましては、蓄電池の設置が必須条件となりますので、このことも含めまして、国の補助制度や市場における発電設備の価格の動向を注視し、財政的に負担の少ない方法を検討しながら、施設整備の要件として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、長根議員の再質問の1点目と2点目につきましては、私の方からご説明をしたいと思います。

まず、1点目のいじめと不登校の件数でございますが、本年度、2学期末での町内小中学校全体で、いじめの認知件数は、30件程度と前年同期と比較して減少しております。不登校児童生徒につきましては、前年と同数の10件程度ということになっております。

それから、次の2点目の専門職等のいじめ、不登校への対応ということでございますけれども、いじめにつきましては、学校で対応するもの、教育委員会と連携して対応するもの、それから、児童相談所などの他機関と連携して対応するものなど、ケースによりまして、柔軟な対応や指導を行ってきております。

また、専門職でありますスクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校を定期的に訪問し、児童生徒の相談を受け、場合によっては、家庭訪問など対応をしていただいております。スクールカウンセラーにつきましては、心のケアを中心に教育相談をしていただいているところでございます。

それから、不登校につきましては、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと心の相談員等と情報の共有と連携を図り、対応をしているところでございます。

私からは以上でございます。（教育課長着席）

教育長（川浪孝雄君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育長、川浪孝雄君。

教育長（川浪孝雄君） ハイ。（教育長起立）

それでは、長根議員の再質問にお答えいたします。

3点目のいじめる側、いじめられる側へのどのような手立てや救済をしているかについてでございますが、学校においていじめを発見し、または、相談を受けた場合には、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策推進協議、ハートフルリーダーが中心となり、速やかに学校の組織的対応をすることとしており、情報共有を行い、事実関係を確認の上、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を徹底して守り、また、いじめを行った児童生徒に対しても人格の成長を促し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、児童生徒が抱えている問題や背景を理解

しながら、立ち直りを支援していくこととしております。

次に、4点目の情報公開についてであります。関係機関や関係団体等で構成しております、階上町いじめ問題対策連絡協議会において、町内小中学校のいじめ等の状況について情報共有しております。

いじめの重大事態の場合には、学校や教育委員会において調査し、県教育委員会へ報告することとなっております。今後におきましても、いじめ等につきましては、学校・家庭・地域・町がより連携を図り、いじめの防止、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（教育長着席）

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5番（長根岩夫君） ハイ、ありがとうございました。少し確認をさせていただき、また、ほとんどが希望する、要望する、そういう内容で締めておきたいと思っております。

災害弱者への対応についてであります。要援護者の支援については、地域が一体となり、共に支えていく必要があるかと思っております。

要援護者が決まっていない、およそ24%の方々にあります。そういう方々についてもしっかりと協議をされて、手を差し伸べていただくように希望しておきたいと思えます。

太陽光発電、これについては、理事者の方から、なかなか厳しいというふうな費用の問題ということもございました。しかしながら、国の方では地球温暖化対策推進法ということをして施行されておまして、また、町においても環境保全率率先行動計画、これを作成されておまして、第2次計画になっておりますか、現在は。町の事務事業から排出をされる温暖効果ガス、これについて、平成25年度を基準として30年度には、5%を削減するという規定もあったかと思えます。

努力をするということであったかと思えますが、多少の費用がかかっても公共設備においては、太陽光発電を使用するなどの努力をしていく、ということであるかと思えますので、今後、更なる検討もお願いをしておきたいと思えます。

それから、いじめ問題については、認知をされている30件、いじめの件数、不登校10件、大変な数であります。真剣な問題であるかと思えます。今後とも、教育委員会においてしっかりと子供達を支えながら、また、ご父兄の方々にも力を与

えていただきますように、希望をしておきたいと思います。

以上で、いろいろと質問、長くなりましたがさせていただきました。今後とも当町の理事者において、懸命なご検討を、あるいは対応をされるように希望いたします、終わります。

ありがとうございました。(長根議員着席)

議長(山田恵治君) 以上で、5番、長根岩夫君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、午後1時40分からとさせていただきます。(午後12時11分)

議長(山田恵治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後13時40分)

1番、荒谷憲輝君の質問を許します。

1番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 1番、荒谷憲輝君。

1番(荒谷憲輝君) ハイ、1番、荒谷憲輝です。(荒谷議員登壇)

1番(荒谷憲輝君) 1番、荒谷憲輝です。3月定例会での質問の機会を与えていただいたことと、日頃より町政に携わり、ご尽力されている皆様方に感謝申し上げます。早速ですが、通告に従い、質問させていただきます。

平成26年度から浜の活力再生プランを策定し、平成28年度には浜の活力再生広域プランへと移行し、水産業競争力強化緊急施設整備事業計画のもと、海業支援施設を整備活用し、漁業者の所得向上と浜の活力向上などを目標に掲げ、約4年間かけて、今年5月にハマの駅あるでい～ばとして、オープン予定されているわけですが、現実には漁業に従事する方々の高齢化が進み、新たな担い手も少なく、漁獲高の減少と共に、町の水産業は困難な状況にあると考えられます。

このような状況に、ハマの駅あるでい～ばが運用開始され、利活用により所得向上に繋がる期待をしながら、町より指定管理料として、平成30年度は3千万円を、債務負担行為により平成31年度、32年度の2か年で6千万円を予定されるなど、大きな出資が伴うことや施設の名称のもとになった商品があるでばということも、冬期間やしけのため入荷量が減ることや町の特産品でもあるいちご煮の材料となるウニ、アワビは時期も限られることなどから、品物が無いでばと、品揃えに不安

を抱く町民の声も少なくありません。

また、ハマの駅を通じて新しい所得、商品、交流を生み出す思いのもと、一般財団法人はしかみふるさとラボが設立され、その目的は魚介類販売事業、漁業者所得向上事業、魚食普及事業、地域水産業の魅力発信事業、観光資源の開発及び宣伝事業、その他の目的を達成するために必要な事業となっており、町長が理事長として、副町長や漁協関係者が理事として運営されるわけですが、この浜の活力再生広域プランは、町が事業主体であることから、財団法人と町の関わりについて伺っておきたいと思います。

1つ目に、一般財団法人はしかみふるさとラボの定款にある設立目的6項のうち、漁業者所得向上等については、先程の太下議員の質問からの答弁がありましたが、魚食普及事業、地域水産業の魅力発信事業、観光資源の開発及び宣伝事業の具体的な取り組みについて伺いいたします。

また、ハマの駅は財団法人が運営するとありますが、町は支援を含めどのように関わっていくのか伺いいたします。

2つ目に、一般財団法人の財産として充てられた資金の拠出は、町となっているわけですが、設立資金を拠出することについて、法的な制限がないのか伺いいたします。

3つ目に、ハマの駅の運営は財団法人が行うとありますが、町長や副町長が財団法人の理事長や理事に就いており、さらに町の代表監査委員が監事に就いておりますが、法的な根拠をお伺いいたします。また、町が事業主体であることから、理事長が欠けた場合の職務代理者はどの理事がされるのか伺いいたします。

4つ目に、人員配置計画の中で駅長と事務員は、町職員を充てることになっておりますが、職員の身分や保証と法的な根拠をお伺いいたします。また、仕入れ担当職員は町が嘱託職員の形で雇用すると聞いておりますが、採用条件などをお伺いいたします。

5つ目に、広域浜プランの中で、連携する他の漁協の商品も販売するとありますが、協定などの進捗と販売プランをお伺いいたします。また、販売する商品の納入者としての枠組み、条件、品種などをお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終えさせていただきます。（荒谷議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、荒谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の定款にある設立目的の具体的取り組みと町の支援を含めた関わり方についての件であります。魚食普及事業につきましては、レストランにおける魚介類提供によるものは勿論のことですが、店舗における魚の捌き方の紹介やレシピの提供、また調理室を利用した魚の捌き方講習などを検討しております。

魅力発信事業につきましては、SNS等を利用して、より身近な雰囲気での魚の情報、本日のおすすめ品といった情報を提供していきたいと考えております。

観光資源の開発・宣伝事業につきましては、みちのく潮風トレイルコースの紹介や町内の名所旧跡を紹介することは勿論のこと、定置網船に乗船してその網を揚げてみる体験等を検討しております。

町といたしましては、水産振興策の拡大と捉え、イベント時の人員派遣であるとか、情報提供を通して関わってまいりたいと考えております。

次に、2点目の町が一般財団法人等への設立資金を支出することにおいて、法的な根拠はないのかについての件ありますが、一般財団法人の設立に当たりましては、300万円以上の基本財産が必要であることとなっております。

その支出に当たりましては、地方自治法第96条（議会の権限）において、町が財産を出資する場合には、議会の議決が必要であることを表しており、この条項以外の法的な規制はないものと理解しております。

先般12月定例会におきまして、一般財団法人への出捐金を議員皆様方からご承認いただきました。お蔭様をもちまして、このほど法人の設立登記が無事完了したところであります。

次に、3点目の理事や監事へ町長等が就任することの法的な根拠はあるかについての件であります。地方自治法第142条では、普通地方公共団体の長の兼業を禁止しておりますが、ここでは、「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く」と規定されており、当該地方公共団体が資本金、資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人については、適用除外とされています。

ふるさとラボに対する町の出資は300万円となっており、2分の1以上の出資となることから、この普通地方公共団体の長の兼業の禁止にあたる法人ではなく、理事に就任しても差し支えないこととなります。

次に、町の代表監査委員が監事となることについての法的な根拠についてですが、地方自治法第196条に、監査委員の選任及び兼職の禁止についての規定があり、第3項において、「監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。」と規定されております。

第3項の常勤の職員とは、一般職及び特別職を問わず、いわゆる常時勤務する職員を指し、短時間勤務職員とは、再任用短時間勤務職員及び短期付短時間勤務職員を指しており、監査委員は、いずれにも該当しないことから、地方自治法第196条第3項に規定する兼職の禁止には該当しないこととなります。

このことから、代表監査委員が監事に就任することについては、法的に支障がないものであり、監事に就任する代表監査委員においては、その知識と経験に基づいて、財団の適正な監査をしていただけるものと考えております。

次に、理事長が欠けた場合は誰が就任するのかについてですが、定款（役員の選任等）第27条第2項において、「理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」とあります。もし理事長が欠けた場合、他の理事の中から選定することとなります。

次に、4点目の職員の身分や保証と法的な根拠についての件であります。職員は、階上町職員としてそのままの身分や保障のもと、あるでい〜ばへの配置を考えております。

次に、仕入れ担当職員についてですが、これまで嘱託職員という方向で検討を進めてまいりましたが、雇用時間や仕事の責任性を考慮し、正職員の形態が最善ではないかと、財団法人による雇用を海業支援施設運営協議会において検討しているところでございます。

条件としましては、水産業に関わる仕事に携わった経験があることや魚介類の仕入流通について知識と経験があること等が、条件となると考えております。現在、運営委員会のメンバーや近隣漁協関係者からの助言をいただきながら、あらゆる方面において人材の情報の収集、面談の実施を行っているところであります。

次に、5点目の他の漁協との商品販売、協定などの進捗と販売プランについての件であります。平成29年9月29日と10月3日に、担当課職員と階上漁協職員が近隣6漁協を、商品販売の協力を得るために訪問し、いずれの漁協からも協力的に前向きな回答を得ておりますので、今後協定を結び、また、販売プランにつきましても今後、運営協議会において速やかに協議・決定してまいりたいと考えております。

次に、商品納入者の枠組み等についてであります。あるでい〜ばに持ち込まれる魚介類は、町内漁業者からのものとするのを検討しております。条件や種類につきましては、今後速やかに協議してまいりたいと考えております。

いずれにしても、これまで、魚市場では値がつかないような魚介類でもできるだけ商品とし、漁業者の所得に繋げていくことが、この施設の目的でもあります。

魚仕入担当職員と連携を密にしながら、漁業者の持込み魚や未利用魚を最大限に

活用し、それを達成できるような枠組みをしっかりと確立してまいりたいと考えております。

以上であります。（町長降壇）

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 1 番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、ご答弁いただきありがとうございました。

1 つ目のハマの駅の運営にあたる一般財団法人では、法人税を納める義務があることや公共的な事業のため、将来的に税制上の優遇を受けられる公益法人などの非営利法人とする考えがあるのかお伺いいたします。

2 つ目に、先の定例会でみちのく潮風トレイルを活用するために、県道 1 号八戸階上線の部分的な拡幅を県に要望しているとありましたが、町民の方でも町内の観光施設に訪れたことのない方も居られると思いますので、路線バスやコミュニティバスが経由し、観光施設間での交通網の充実を希望いたします。

ハマの駅までの一般国道 45 号線や高規格幹線道路の八戸久慈自動車道からのアクセスや公共機関からの案内板はどのように考えているかお伺いいたします。

3 つ目に一般財団法人の規定では、基本財産が滅失等により事業ができなくなる場合や 2 期連続基本財産が、300 万円未満になった場合は解散するとあり、自らが解散しやすい法人ともいえますが、財産 300 万円の運用について所見をお伺いいたします。

また、ハマの駅を運用される財団法人の理事、評議員、監事の責任の範囲をお伺いいたします。

4 つ目に、副町長が理事を務め職務代理者となる可能性のあるこの財団法人は、議会の承認を得れば、指定管理者となり、非評価者の財団法人となるわけですが、副町長は、階上町指定管理者の評価をする公の施設管理運営委員会の委員長であります。

階上町指定管理者評価実施規定では、評価は理事長である町長が、指定管理者管理運営評価シートを作成し、施設所管課が一次評価を行い、その結果の報告及び説明とアンケート結果で、被評価者の収支実績結果報告等やヒアリングで各課長の二次評価の結果を町長や議会に報告するとあります。委員会のメンバーの構成や町が支援することを鑑みて、評価に適正を欠くと思われませんが、副町長の所見をお伺いいたします。

また、適正に管理いただくとありました監事の件ですが、財団法人と町の立場から、二重監査することにも適正を欠くと思われますが、所見をお伺いいたします。

5つ目に、先の全員協議会でハマの駅の説明がありましたが、オープンが近く新規での営業のため、運営に関わる方々の協議会や講習、教育等も必要と思われます。店舗、レストランのスタッフ、募集条件やスケジュールをお伺いいたします。

また、町から職員が派遣され、駅長として施設の責任者となるわけですが、隣接する大蛇さわやかトイレの駐車場は、ハマの駅でも使われる計画で整備していることですので、トイレの管理についての所見をお伺いします。

6つ目に、他の漁協や町内の法人や近隣店舗が納入する商品も販売するわけですが、食品衛生上の所見をお伺いいたします。また、仕入れの条件等があればお伺いいたします。

以上の質問をさせていただきます。（荒谷議員着席）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。1点目の公益法人、それからNPO法人の優遇を受ける考えはないかというご質問かと思えます。

今の財団法人にあたって、公益財団法人の認定を受ける考えという件で、公益財団法人とは、公益を目的とする事業を行う法人のことを言います。その公益的事業は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業として、23の事業が指定されております。あるでい〜ばにおける事業内容を想定した場合、その23事業には該当しないと理解しております。

また、一部非営利法人として、税制上の優遇ということでございますけども、非営利法人として、収益事業を行う場合を指していることと推測いたしますけども、これに関しては、法人選択の際に、事業の性質や各種法人の性格を検討した結果、特定非営利法人は、今事業に合わないと判断しております。

このため、非営利法人という形を取り、収益事業を行うという一部非営利法人の方向性は検討を行いませんでした。

次に、観光施設、今のハマの駅に誘導看板の計画はということだと思えますけども、その件につきましては、誘導看板につきましては重要なものと考えております。種差方面それから洋野町方面から、それから大蛇駅、階上駅方面から、それから国

道 45 号それから八戸南道路からの人と車の誘導等について、ロゴデザインが現在決定したところであります。オープンに向けて、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、300 万円の存在意義はということかと思えます。基本財産 300 万円につきましては、法人が一般財団法人として成り立つのに必要な財であります。成り立ちに必要なため、2 年連続でその財の価値が下回るようであれば、解散しなければならないということになります。

このため、当法人では、この 300 万円には手を触れず事業を行う予定としております。もし、この額の取り崩しを検討するような場合には、法人における理事会で協議して、評議委員会で決議するといった手続きが必要と思われます。

それから、運営にあたる理事、評議員、監事の責任の範囲だと思います。評議員につきましては、その職務において経営に携わるものではなく、役員の職務の適正執行を監視するという意味合いがございます。この意味において、善管注意義務をもって職務を果たすことが期待されており、その範囲で責任を負うこととなります。

理事につきましては、法人の業務の執行を決定する職務があり、法人の経営に重要な役割を果たします。善管注意義務をもって職務に当たっていた場合におきましては、責任を免除される額であり、報酬額を基に算出される最低責任限度額の範囲内において責任を負うこととなります。

しかしながら、はしかみふるさとうボにおきましては、理事は無報酬であり、最低責任限度額と責任免除額が同額ということから、賠償の責任を負う額はないということとなります。

監事につきましては、監査報告を作成する職務があり、理事同様重要な役割を果たします。理事と同様に善管注意義務をもって、職務に当たっていた場合におきましては、監事も無報酬であることから、賠償の責任を負う額はないということになります。

なお、いずれの職務におきましても、善管注意義務を果たさず、職務を執行して法人に損害を与えた場合には、損害賠償の責任が発生することとなります。

次に、代表監査委員の二重監査の件でございます。地方自治法第 199 条の 2 に監査執行上の除斥の規定があり、監査する部分を抜粋しますと、「自己若しくはこれら、これらとは、父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」とあります。

従いまして、町の執行機関としての監査委員の監査は、財団の監事となる代表監査委員以外の監査委員が、必要に応じて財団の監査をすることとなり、ご指摘の二

重監査には当たらないものと考えます。

もとより、監査委員が監査をする場合においては、職務上、独立性が確保された監査委員として常に公正不偏の立場と態度をもって、監査に当たられるものと考えており、町の執行機関としての監査委員の監査は、適正に行われるものと考えております。

次に、人員配置についての採用方法、その条件の件でございます。仕入担当職員につきましては、3月中には人選採用決定をしたいと考えております。それから、店舗スタッフ、レストランスタッフにつきましては、3月中の募集、採用決定をしたいと考えております。

人員は、管理部においては3名以内、店舗部は3名以内、魚介類取扱室は4名以内、レストランは4名以内が配置予定となっております。店舗部におけるスタッフに関しましては、町内在住の方ということを条件にしてみたいと考えております。

次に、今のさわやかトイレの管理の件かと思えます。現在のさわやかトイレは、管理方法といたしましては、町の観光施設と位置付けて地元の方に清掃委託をお願いしているところでございます。来年度も同様の管理を行っていくことで、予算措置をお願いしているところでございます。

食品衛生上の対応はということかと思えます。施設の営業許可を取得するにあたって、食品衛生責任者講習の受講が必須条件となります。この講習の内容に基づき、食品衛生への対応をとることとしております。

また、他の店から寄せられる商品につきましては、それぞれが同様の講習を受講した上で営業許可を取得していることから、対応済みの商品が納品されるものと考えております。

最後に、仕入れ先の条件等かなと思われれます。仕入れ先は。私からは、以上です。洩れがありましたら、3回目をお願いします。（産業振興課長着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ。路線バスやコミュニティバスの乗り入れができないかというようなご質問だと思います。そちらの方についてお答えをいたします。

路線バスにつきましては、現在役場終点となっておりますバスの延長ができるかどうか、それからコミュニティバスにつきましては、現在のあるバス停の移動等に

より、回転場所が確保できるかどうか等を含めまして、平成 30 年度に予定をして
ございます公共交通会議の中で、検討させていただきたいと思います。

以上です。(総合政策課長着席)

副町長(沼沢範雄君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、副町長、沼沢範雄君。(副町長起立)

副町長(沼沢範雄君) ハイ。荒谷議員の4点目かと思いますが、公の施設の管理
運営検討委員会における委員長である副町長の関わり方というご質問でよろしい
ですか。

町が定めております指定管理評価実施規定の中で、現在、観光者施設、いわゆる
道の駅はしかみ、それからフォレストピアはしかみ、わっせ交流センターの管理運
営が適正に、そして確実なサービスが行われているかを評価することを目的として、
評価を実施しているところでございます。

併せまして、その評価にあたっての手続きにつきましては、私が委員長となる階
上町公の施設管理運営検討委員会設置要綱に基づいて、設置して評価を行ってきた
ところでございます。

先程のご質問の今般の一般財団法人はしかみラボの評価については、今後、副町
長が理事の立場にあるというふうなことで、評価に適正を欠くのではないかという
ご質問でございますが、この件につきましては、議員ご案内のとおり、その評価に関
わるべきではなく、除斥して評価をされるものであると考えております。

ちなみに先般、開催されました一般財団法人はしかみラボの階上町公の施設にお
ける指定管理者選定委員会におきまして、関係人である私と長根会計管理者は除斥
されて、副委員長の地代所総合政策課長の下で議事が進行され、指定管理者が選定
されたところでございます。今後とも、公正かつ透明性が確保されるように対応し
てまいりたいと考えております。

以上でございます。(副町長着席)

1 番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、1 番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

1 番(荒谷憲輝君) ハイ。路線バスやコミュニティバスの件では、意見として言

わせてもらいましたが、地代所課長より、検討をされるという答えをいただきました。それに関して、本来であれば、ハマの駅は今年5月にオープンされることは分かっていたものとして、事前に検討、また交通網の強化をしてもよかったのではないのかなと意見として言わせていただきます。

詳細なご答弁いただきありがとうございました。

ハマの駅に安全に来場していただくために、案内板を設置するとありました。ハマの駅を含めた町内4観光施設の宣伝や連携等のために、パンフレットは設置してあると聞いておりますが、中には気づかない方も居ると思われまので、目立ちつつ町内の情報提供に役立つことから、観光案内板も必要かと思っております。

また、町から支援、関わりということから、ハマの駅をより多く活用することで、宣伝効果や相乗効果等も期待されると思いますが、所見をお伺いします。

次に、浜谷町長にお伺いいたします。

ハマの駅運営での評価を下回ったり、運営できなくなった場合でも責任がないということに議会としても不安を覚えます。先程副町長の答弁にもありましたが、指定管理者による公の施設の管理に関する規則の第11条では、「指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、階上町公の施設における指定管理者選定委員会を置く。」、第12条では、選定委員会は、副町長以下各課長12名で組織されている、その2では、「選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。」、第14条では、「選定委員会は、階上町の公の施設における指定管理者に応募した者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。」とあります。

ハマの駅の運営法人はしかみふるさとラボの事業計画は、町の職員が作成し、選定委員会の委員長は副町長で、運営法人はしかみふるさとラボの理事長は町長が就任する予定です。

このような組織、手続きで、規則第11条の公正かつ適正に行うためということが可能なのか。他の市町村では、選定委員会には利害関係のない有識者が数名参加しております。

このように公募する会社の理事長が町長で、理事の副町長が選考委員会の委員長で、町長、副町長以下各課長が、選考委員会で選考する仕組みの適正性を町長にお伺いいたします。

2つ目に、町長として行政を進める立場でもあり、町の評価制度の中で被評価者でもある財団法人の理事長でもあります。先程の階上町指定管理者評価実施規定の中で、評価は理事長である町長が指定管理者評価シートを作成し、施設所管課が一次評価、その結果で被評価者の収支実績結果報告等で二次評価の結果を町長や議会に報告するとありますが、これもまた、更にはハマの駅の運営は、事業性質上、こ

の財団に限られていることから、評価に適正を欠くと思われますが、所見をお伺いいたします。

2つ目に、浜谷町長は計画当初から、漁業者の所得向上と浜の活性化のために、この事業の重要性をアピールし、町民の期待を受けてきたわけですが、現実的には、町全体が少子高齢化や人口減少しつつある中、浜手地区は更に厳しい状況であると思います。

先日、連携中枢都市圏の取り組みについて報道にもありました。新たな担い手に関して、権利、資格等の一定のハードルがあり、更に漁協や関係団体の協力が必要不可欠であると思いますが、所見をお伺いいたします。

3つ目に、県内の漁協の合併に向けた協議が進められていることは、漁業に従事する方々の高齢化とそれに伴い、廃業を余儀なくされた方、新たな担い手不足が漁獲高の減少で困難な状況にあると考えられますが、ハマの駅の利活用で町の漁船漁業への活性化の所見をお伺いします。

同様に、最下位層漁業を営む各生産部会でも高齢化とそれに伴い、辞めたり休止する方が多く、新たな加入者は少なく、部会の減少も減少傾向にあり、そのことから、部会の営業業態も変わらざるを得ない中で、また、ハマの駅の利活用での生産部会への活性化の所見をお伺いいたします。

4つ目に、広域浜プランでのハマの駅の利活用は、事業計画以上の成果が望ましいと思いますが、その後において多くの町民に関心があり、町の発展に繋がっていくことから、将来的な事業展開や管理方法についての所見をお伺いいたします。

以上を町長の所見をお伺いします。

次に、派遣される職員の件ですが、例のない新たな職務であります。町民の期待に応えられるように、計画以上の運営に努めていただくことと議会としても支えていくことを希望いたします。

最後に、2011年3月11日の東日本大震災から7年となりますが、毎年3月11日には、海岸で黙祷を捧げ鎮魂を祈ってまいりました。子供から高齢者までの多くの死者、行方不明者と今なお苦しんでいる被災者が居られる中で、ハマの駅は大蛇海岸付近に建設されました。自然は恩恵を与えてくれると共に、時として厳しい現実を突きつけ、私たちに教えてくれたと思っております。

先の定例会や全員協議会でも再三、質問や希望をさせていただきましたが、想定外のない人命第一の確実な避難への対応を強く希望いたしまして、全ての質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。（荒谷議員着席）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、1点目の観光案内板の設置という部分になろうかなと思います。これについては、まず荒谷議員がおっしゃってるのはハマの駅にしても、町内が全部分かるような大きい案内板のことかなということで推測しますけども、この件につきましては、まだ今の事業の中で検討してない部分でございました。しかし、今後において必要性等考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

それから、職員の派遣についての色々なご意見頂戴いたしました。私ども、まず5月からのオープンに向けて現在も短い期間ではございますけども、頑張っているところです。

それから、今、漁協女性部さんにおいても、いろいろ商品開発等、六次産業化に向けて活動していただいている部分でございます。携わる運営協議会、メンバーとオープンに向けて頑張っているところでございます。

私からは、以上でございます。（産業振興課長着席）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長起立）

町長（浜谷豊美君） それでは、荒谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

この運営につきまして不安を抱いているということは、当然なことでありまして、初年目、1年目でありますので、計画したものがどれだけ予定通りいくのかというのは、当然そういった不安はあります。

しかし、その辺も今関係者の皆さん、漁協女性部も含めて、そして大学生も含めて、皆でこぞって盛り上げていこうという機運が高まっておりますので、そういったことも含めて、今後PR等大いに活用していけるようにというようなことを、町が率先して進めて行くということで、そして、1年間経過して、しっかりと検証しながら、また、年次計画を立てていくというふうな、必要があれば、そこでまた見直しも必要になってくるだろうと思います。

しかし、運営については、できるだけ計画通りに進むようにということしか、今の時点では、それに向けて皆で一致団結して取り組んでいきたいと、そういう思いでございます。

それから、この施設の目標であります漁業者の所得 10%向上という件でありますけども、高齢化が進んでいる、これは漁業者のみならずでありますけども、そういう高齢者でも、例えば磯漁業で少しでも小遣いになれるように、出荷していただけるようなそういう直売所、そしてまた、後継者の育成ということも含めて海の学校なり、栽培センターとの連携もしながら、やはりそういったことも考えていかないと高齢化だけではなくて、広く若い人たちにも少しでも水産漁業に関心を持っていただけるようなことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

そしてまた、連携中枢都市圏の協定の中でも新たに水産振興も盛り込んでいただきました。この連携している沿岸の4市町でもって連携しながら、この施設をより有効に活用できるようにというようにすることも含めて、今提案、お願いをしているところでございます。

それから、いろんな漁業者、最下位層の漁業者等も高齢化しているという先程の話に関連するわけではありますが、そういったことの対策も含めて、やはりこの施設の目的が売上もであります、船を持っている人たちの燃費を軽減するとかそういうふうな目的もございます。

そういうことに対しても、これまでも要望のあったことに対しては、支援をしているところでございます。いずれ、こういう高齢化の中で、将来に不安を抱える時期であるからこそ、これを乗り越えてやはり階上の浜の活力をなんとか取り組んでいけるような、そういうふうなことに全力を挙げていきたいと思っております。

あと、すいません。いっぱいあったんで。(町長着席)

1 番(荒谷憲輝君) よろしいでしょうか。座ったままでよろしいでしょうか。立って。

議長(山田恵治君) 先程の繰り返しになりますので座ったままで。

1 番(荒谷憲輝君) 公募する会社の理事長が町長で、理事の副町長が選考委員長、この辺の考え方は。また、その委員に各課長が選任するということですので、その辺の適正性をお伺いいたします。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

町長（浜谷豊美君） 失礼しました。今のそれぞれの総合関係について、法的に大丈夫なのかなというご質問かと思いますが、先程の説明にもありましたように、それぞれの委員会を開くときには、当該者は除斥をしてというふうな形で、そしてそれぞれの役割、責任をもとに進めて行くということは、これは規則に則ってやっているということでございますので、これについては、公正性がとれているものと、そのように考えております。

以上であります。（町長着席）

議長（山田恵治君） 以上で、1番、荒谷憲輝君の質問を終わります。

3番、小松雅彦君の質問を許します。

3番（小松雅彦君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 3番、小松雅彦君。

3番（小松雅彦君） 3番、小松雅彦です。（小松議員登壇）

3番（小松雅彦君） 3番、小松雅彦です。平成30年3月定例会に発言の機会をいただきまして、感謝申し上げます。

昨年末に行われました階上町長選挙に見事に当選し、4期目の町政をスタートした浜谷豊美町長にお喜びを申し上げますと共に、敬意を表します。少子高齢化に伴う弊害、地方と中央の経済格差の助長、町民の健康維持・管理等、課題は山積みしております。健康のご留意の上、海・里・山、地域力を結集し、更なる元気な町へ、豊かで夢のある町へ導いていただくよう、ご尽力をお願いいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

1点目は、平成28年6月定例会での一般質問で、町民生活環境の向上と町内の住宅産業を中心とした地域活性化を促進するために、大きな効果が期待される新築住宅支援事業補助金の拡大をお願いしました。

家1軒建てるには、たくさんの業種が関わり、裾が広い産業で町の経済活性化に寄与します。また、子育て世代には、新しい家が欲しい環境にあります。年収がそんなに多くない時期なので、大いに励みになります。

町の固定資産税等の収入の増加に繋がることから、お願いいたしました。ありがたいことに新聞等でも報道されましたが、（仮称）階上町移住定住新築住宅支援事

業は、移住者の促進、子育て支援による地域の活性化を目的として、拡大されるとお聞きしました。制度の詳しい内容と期間をお伺いいたします。また、利用者数をどの程度と考えているのかも伺いいたします。

2点目は、平成27年12月の定例会の一般質問で、地域アニメーター養成講座の要望をいたしました。また、平成28年6月定例会の一般質問では、巨木・古木のガイド養成が急務だと要請しました。お陰様で、昨年8月から11月までの期間で、「はしかみベース」まちづくりコーディネーター養成講座が、開催されました。

また、9月から11月の期間で、階上町の魅力を知って多くの方に伝えてみませんか、と、階上町観光ガイド育成講座が開かれました。各参加者の人数、年齢層、講座の内容をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。（小松議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、小松議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の（仮称）階上町移住定住新築住宅支援事業についての件でございますが、新制度の名称をはしかみ移住定住新築応援プロジェクト事業とし、移住・定住・子育て等を支援し、活力のあるまちづくりを目的に新年度より実施することとしております。

支援内容につきましては、対象となる建築費又は購入費の2%を基本額として30万円を上限とし、移住者に30万円、町内業者による施工に30万円、若年夫婦世帯に10万円、そして子育て世帯に10万円を加算し、最大110万円の補助をいたします。

事業の実施期間につきましては、平成31年度までの2年間としております。

次に、利用者数の見込みでございますが、平成25年度の建築実績を基に60件の利用を見込んでおり、広報等によりPRに努めているところであります。

2点目の「はしかみベース」まちづくりコーディネーター養成講座と階上町観光ガイド養成講座事業についての件でございますが、はじめに、階上町観光ガイド養成講座事業につきましてお答えします。

この事業は、将来的に観光ガイドの担い手確保が重要となることから、ガイドの実践的知識習得を目的として、町内のボランティアガイド団体、階上売り込み隊が主催し、昨年9月から10月にかけて4回開催されたものであります。

講座開催は、広報及びホームページで周知を行い、町内の方5名、八戸市の方3名、岩手県の方2名の計10名の受講者がございました。

年齢層は、40歳代から70歳代で、男性4名、女性6名となっております。

講座の内容につきましては、本町の主要な着地型観光資源である巨木・古木めぐりやまちあるきについて、また、三陸復興国立公園である階上岳・階上海岸の概要や三陸ジオパークといった自然資源についての講座や神社仏閣を通して歴史を学び、更に、ガイドの心得や手法を加えた講座となっております。

また、参加者の中には英語ガイドに興味を持たれている方々もあり、階上町のインバウンド観光を想定し、去る2月3日に外国人観光客を踏まえたモニターツアーを行い、地元の食材を使用した料理体験や日本文化体験を盛り込み、アンケートでは、おおむね良かったという回答をいただいております。

今後におきましては、今年度をファーストステップとし、コンテンツの掘り起こしやガイド技術向上のための学びを積み重ね、はしかみを知り、はしかみを伝えていただくガイドとして、活躍を期待しているところであります。

ガイド講座を開催し、人材を育成することで、情報発信の機会が増え、階上町のファンを増やし、更なる誘客・交流人口の増加に結びつくことで、本町の産業及び観光振興に繋がると考えております。

なお、「はしかみベース」まちづくりコーディネーター養成講座の件につきましては、教育委員会で所管しておりますので、教育長より答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

教育長（川浪孝雄君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 教育長、川浪孝雄君。

教育長（川浪孝雄君） ハイ。(教育長起立)

それでは、小松議員のご質問にお答えします。私からは、2点目の「はしかみベース」まちづくりコーディネーター養成講座についての件につきましてお答えします。

小松議員ご案内のとおり、地域の課題を洗い出し、地域の魅力を再発見し、自分たちで町を元気にしていくための実践活動を行うまちづくりコーディネーターを養成するため、青森県教育委員会生涯学習課と弘前大学教育学部社会教育研究室のご協力をいただき、昨年8月から11月まで7回にわたり、「はしかみベース」まちづくりコーディネーター養成講座を実施したところであります。

受講者につきましては、20代の方3名、30代の方5名、40代の方8名、50代の方1名で、合わせて17名の方々からご参加いただいたところであります。

講座の内容につきましては、最初にワークショップで、町の魅力や自慢できるはしかみの宝を洗い出し、2回目以降の講座では、実際にまちあるきを通して、歴史・文化・自然・食など町の魅力の再発見と見つけたアイディアをもとにして、各グループが、町を元気にするためのプロジェクトを考え、まとめたものを生涯学習まちづくり講演会の際に、参加者へポスターセッションをし、最後の講座では、今後のまちづくりに向けて、活発な意見交換をしたところであります。

また、この講座は、協働のまちづくりの一環として、第2次協働のまちづくり地区計画の策定に関わる研修としても位置付け、実施したものであります。

今後におきましては、講座で学んだことをもとに、それぞれの地域における、まちづくりの実践に活かしていただければと考えているところであります。

以上でございます。（教育長着席）

3番（小松雅彦君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 3番、小松雅彦君。（小松議員起立）

3番（小松雅彦君） ハイ、3番、小松雅彦です。ご丁寧な回答ありがとうございます。新制度の契約金2%、上限額30万は、1,500万で限度額に達し、とても使いやすくなったと思います。移住者30万円加算は、自然環境の豊かな階上町への移住に大きな魅力を感じると思います。

町内業者施工30万円は、業者にとって大変ありがたく、励みになると思います。階上町大工組合に加入されていた業者、大工の高齢化が進み、廃業または廃業を考えている人がいます。

階上町大工組合の加入者は、多いときの3分の1程度に減っています。一般の方々へ広報を通じて周知するというふうに今お聞きしましたが、一般の方への支援事業のPRに努めていただくと共に、商工会、建設部会、大工組合等にも周知していただきたいと思います。

大工組合等は、例えば秋の文化祭などで困りごと相談会、包丁研ぎ等の活動、出店を通じてこんな会社が町にはある、大工さんがいると自己PRに努めていただければ良いと思います。

また、町と共同で各地の高齢者宅の家具転倒防止、家具取付け等の相談を通じて、大工組合、商工会、建設部会等の町内業者を知っていただくよい機会になると思い

ます。業界が活発に活動することにより、将来展望が良くなると若い入職者の増加に繋がると思います。

若年夫婦世帯 10 万円の加算、子育て世帯 10 万円加算は、家が建った後でも家具などの出費が嵩むので、若い世帯、子育てにお金のかかる世帯に嬉しい政策です。2 年間の成果を見ながら、32 年度以降も継続いただけるようにお願いします。

また、リフォーム補助事業の拡大、申請等の簡素化など、使いやすい事業にしていきたいと考えます。併せて、リフォーム補助事業に加えて、リノベーション補助事業も加えていただきたいと思います。

リフォームは、老朽した建物の性能を新築状態に戻すことです。リノベーションは、既存の建物を現在の利用用途に合わせて工事を行うことで、価値を高める工事です。空き家バンク事業と連携することにより、移住促進にも繋がると思います。

2 点目の「はしかみベース」講座では、町の魅力を再発見し、実際に冒険して目指す町の未来を描き、自分たちの事業プランを作りました。ワークショップで成果を発表し、これまでの振り返りと今後の町を元気にする実践に繋げようということで、終了したとお聞きました。

町のホームページを見ると、冬に特化したわんこジェラート大会などのイベントの開催、今話題のインスタグラムを活用した階上町の良いところを発信、B 級グルメを町民から募集するグルメはしかみ総選挙など、多彩なアイデアが発表されたようです。

また、観光ガイド養成講座では、巨木観察と説明の仕方、国立公園階上岳、海岸三陸ジオパーク、自然の仕組みと生態、最後にガイドの心得を学び終了したとお聞きしました。

そして今、インバウンド観光を想定したモニターツアーを行ったとお聞きしました。将来に向けて良い事業だと思います。外国人観光客宿泊数が、青森県が東北 1 番になりました。伸び率が全国で 1 位になったと新聞で見ました。

まだ、県南はそんなには多くないのですが、八戸市などでは外国人によるインスタグラム発信事業などにより、集客に努めています。

また、広域観光の強化などを目的として準備中の八戸圏域 DMO に向けての町、商工業者、農林漁業者、飲食店、交通事業者、地域住民等、全町をあげオール階上で取り組んでいただきたいと思います。

特に両講座に参加された人は、階上町の文化、歴史、魅力などに触れ良さに気づかれたと思います。講座に参加して終わりということではなく、まちづくりコーディネーターには、かだる会等があり、観光ガイドには、階上売り込み隊があります。これからの会の入会や自分たちで会を作るなど経験を活かし、活動していただき

いと思います。

また、このような人を一人でも増やすために、講座を続けていただくようにもう一度お願いし、町と町民が協力し、発展することを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（小松議員着席）

建設課長（上静志君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、建設課長、上静志君。（建設課長起立）

建設課長（上静志君） ハイ、小松議員の再質問にお答えいたします。

1点目の町内業者への周知についてということでございますけども、制度のPRにつきましては、広報、それから町のホームページ等で掲載しております。また、商工会の方に内容の掲示の方を依頼しまして、関係業者の方々にも目につくように貼ってもらっているということで、周知しているところでございます。

各業者さんの努力によるところもあるようでございますけども、各種団体等々、助言、相談等を行い、町内業者の活力の推進及び定住の促進等、寄与できるよう共に検討していきたいと考えております。

2点目の事業期間の延長についてでございますけども、今後事業の執行状況等を踏まえまして、制度の検証をいろいろ考えまして、伸延についてもその時には検討したいというふうに考えております。

最後の3点目、移住定住の対策としてのリフォームの補助金ということについてでございます。現在、当課の方で国の補助金を活用し耐震診断の委託、それからその結果を踏まえた耐震改修の事業を実施しております。その事業の他に、省エネ化、それからバリアフリー化など、建物の性能向上に伴う改修を併せて、階上町安全安心住宅リフォーム促進事業というものを実施しております。

新年度には、空き家等対策計画の作成等予定しており、その計画等を利活用等の施策の展開、そちらの方に併せましてこのリフォーム事業全体について再検討すべきというふうに考えております。

以上です。（建設課長着席）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、小松議員の講座を続けていただきたいというご質問にお答えをいたします。私からは、階上町観光ガイド養成講座事業の継続についてお答えします。

今年度、講座に参加していただきました方々には、更に広い知識を習得できる場を提供したいと思っております。また、来年度においても新たな受講希望者を募り、階上売り込み隊の皆さんが、培った経験や技術を伝え、一人でも多くのガイドを育成し、本町の魅力発信に繋げてまいりたいと考えております。

以上です。（産業振興課長着席）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。まちづくりコーディネーター養成講座につきましては、新年度の当初予算に計上させていただいておりますけども、新年度におきましても継続して実施する予定としております。

一人でも多くの町民の方々から受講いただきたいなというふうに考えております。また、今年度受講された方々からは、地域づくりの仕掛け人として、各地域での活躍を期待しているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後も協働のまちづくりの更なる推進を図りまして、地域のために活動できる人材を育成してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。（教育課長着席）

議長（山田恵治君） 以上で3番、小松雅彦君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月7日は、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月7日は、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月8日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(閉会時刻 午後2時59分)

平成 30 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 30 年 3 月 8 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	議案第 1 号	階上町駅前中央団地移住定住促進条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	階上町飲酒運転しない、させない、許さない条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	はしかみハマの駅あるでい～ば条例の制定について
日程第 4	議案第 26 号	はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第 4 号	階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 5 号	階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 6 号	階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 7 号	階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 8 号	階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 9 号	階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 10 号	階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 11 号	階上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 12 号	階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 13 号	階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15	議案第 14 号	平成29年度階上町一般会計補正予算.(第5号)
日程第 16	議案第 15 号	平成29年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 17	議案第 17 号	平成29年度階上町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 18	議案第 19 号	平成29年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第 19	議案第 16 号	平成29年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 20	議案第 18 号	平成29年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	荒谷 憲輝 君	2番	大下 修 君
3番	小松 雅彦 君	4番	上道 二三男 君
5番	長根 岩夫 君	6番	森 榮吉 君
7番	濱谷 貴樹 君	8番	松尾 國治 君
9番	林 貢 君	10番	百目木 和俊 君
11番	大江 和夫 君	12番	郷州 公典 君
13番	畑中 弘實 君	14番	山田 恵治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜谷 豊美 君	副 町 長	沼沢 範雄 君
教 育 長	川浪 孝雄 君	総務課 長	野沢 雅浩 君
総合政策課 長	地代所 康二 君	税務課 長	日影 百合子 君

町民生活課長	嶋 守 利 明 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	建設課長	上 静 志 君
教育課長	引敷林 広 貴 君	会計管理者	長 根 工 君
農業委員会 事務局 長	地 代 所 誠 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	澤 田 充 君	庶務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	高 橋 勇 真 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 階上町駅前中央団地移住定住促進条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町駅前中央団地移住定住促進条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 階上町飲酒運転しない、させない、許さない条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町飲酒運転しない、させない、許さない条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第3、議案第3号 はしかみハマの駅あるでい〜ば条例の制定についての件及び日程第4、議案第26号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定についての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2番、大下修君。(大下議員起立)

2番(大下修君) 2番、大下修です。よろしくお願いします。

指定管理者としてのハマの駅あるでい〜ばについて、質問させていただきます。このハマの駅あるでい〜ばの事業計画書、申請書は、どこの部署でもよろしいです。どこで作成されたのか。

また、指定管理者候補のはしかみハマの駅あるでい〜ばへ支出する予算、支出する新年度予算を計上した部署は、どこの課になるんでしょうか。以上です。(大下議員着席)

産業振興課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1点目の申請書は、どこで作成したのかという点だと思います。指定管理者指定申請書につきましては、一般財団法人はしかみふるさとラボに事務職員が配置されていないということから、担当課において対応したところでございます。

その申請書に記載された内容は、はしかみハマの駅あるでい～ば指定管理者選定要綱に基づきまして、海業支援施設運営協議会で協議された内容や水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の内容が表現されております。

もう一点、新年度予算はどこで対応したのかという件だと思います。当初予算につきましても同様に、担当課において対応したものでございます。

以上でございます。（産業振興課長着席）

2番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2番、大下修君。

2番（大下修君） ハイ。（大下議員起立）

ありがとうございました。以上です。（大下議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（ハイ、議長の声あり）

最初に、原案に反対の討論を許します。

2番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 2番、大下修君。

2番（大下修君） ハイ、2番、大下です。よろしくお願いします。（大下議員登壇）

2番（大下修君） それでは、議案第26号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定について、反対の討論をいたします。

1点目、階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例、（公募）第2条に、「町長又は教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。」とあります。

今回、（選定の特例）第4条の（5）、「その他町長等が、当該公の施設の適正な管理を確保するために特に必要と認めるとき。」の特例をもって公募しないこととしておりますが、基本的な手続きの（公募）第2条を遵守されていないことに、反対するものである。

2点目、指定管理者候補の会社の理事長に町長、理事に副町長が就きますが、この運営法人の理事を務める副町長が指定管理者の選定委員会の委員長で、各課長と会計管理者が委員を占めており、選定委員会に利害関係のない有識者が参加していないことから、公平、適正に審議できる体制とはいえないもので、反対するものであります。

3点目、指定管理者の指定を受けようとしている、はしかみハマの駅あるでい〜ばの理事長は町長、理事に副町長、監事に階上町代表監査委員と階上町会計管理者が就くこととなりますが適正さを欠くこととなり、また、町の監査機能が低下する恐れがあることから、反対するものであります。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。（大下議員降壇）

議長（山田恵治君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

6番（森榮吉君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 6番、森榮吉君。

6番（森榮吉君） 6番、森榮吉です。よろしくお願いします。（森議員登壇）

6番（森榮吉君） 議案第26号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

議員の皆さんご案内のとおり、（仮称）ハマの駅として産声を上げたあるでい〜ばも、いよいよこの春オープンという声を聞かれるところまで、こぎつけてまいりました。関係者が関係法令等に準拠し、吟味して作られた定款や条例についても全

員協議会等において逐一報告を受け、都度納得しつつ進めてきたものと理解しております。

今般、議案として取り上げられました指定管理者の指定には、新しく組織された一般財団法人はしかみラボとの提案がありました。法的問題もないようでありますし、定められた定款の役員には、町長、副町長を始め、浜に關係する各団体のトップが理事、評議員として名を連ねていることは大変力強さを感じます。特に町長、副町長には、町行政の運営と同時に、当施設の発起人としてのリーダーシップを遺憾なく発揮し、運営に携わっていただくことを期待します。

これまで、浜活再生プランから浜活再生広域プランへと仕切り直しともいえるべき課題も克服し、現地では、護岸の築造も終わり全体像が見えてまいりました。現在、全国で 134 地区、うち青森県内では、我が町を含め 6 地区が浜活活性広域プランを策定、承認を受けているようであります。

少子化、高齢化、後継不足が叫ばれる中、お互いの地区が切磋琢磨し、まさに持続可能な浜の活性化に繋がっていかねばと思うものであります。我が階上地区も、他の地区に後れを取ることのないよう、頑張っていかなければならないと思う次第であります。

議員の皆様には、これまでの経過を踏まえつつ、良識を持ってハマの駅あるでい～ば推進のために、本議案に賛成いただけるよう心からお願いし、賛成討論いたします。

終わります。(森議員降壇)

議長(山田恵治君) 次に、原案に反対の討論はありませんか。ありませんか。

ほかに、討論はありませんか。

10 番(百目木和俊君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、10 番、百目木和俊君。(百目木議員登壇)

10 番(百目木和俊君) 私は、はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定について、原案に賛成の立場で討論いたします。

三戸郡で唯一海を持つ階上町であり、漁業の振興、そしてまた、観光推進のため、浜谷町長の奮起を期待いたします。

以上で終わります。(百目木議員降壇)

議長（山田恵治君） ほかに討論はありませんか。

7 番（濱谷貴樹君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、7 番、濱谷貴樹君。

7 番（濱谷貴樹君） ハイ、7 番、濱谷貴樹です。（濱谷議員登壇）

7 番（濱谷貴樹君） 7 番、濱谷貴樹でございます。

議案第 26 号 ハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

指定管理者におけるはしかみふるさとラボにおいては、普通地方公共団体の長の兼業の禁止に当たる法人ではなく、差し支えのないものであり、理事や監事へ町長等が就任することは、何も問題がないという事であります。また、施設の外観が見えてきた今、5 月中のオープン予定に向かい、地元漁協女性部の取り組みなど報道にも取り上げられ、活発化、盛り上がりを見せております。

私は、この施設が本町水産振興の拠点となり、町民の活性化、人の流れを作る観光振興、そして次世代を担う児童生徒への体験等、海に感心を持ってもらい、10 年先、20 年先に繋がっていくことを強く期待、賛成とし討論を終了します。（濱谷議員降壇）

議長（山田恵治君） ほかに討論はありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 3 号及び議案第 26 号の 2 件を、それぞれ 1 議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第 3 号 はしかみハマの駅あるでい～ば条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 はしかみハマの駅あるでい～ば条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定についての件を、採決いたします。

本案は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。(起立者7名)
起立多数です。

よって、議案第26号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定
についての件は、原案のとおり可決されました。

着席願います。

日程第5、議案第4号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を
議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、
採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

ての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第8、議案第7号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第9、議案第8号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第8号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 階上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 階上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 12 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 13 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 14 号 平成 29 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

11 番（大江和夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、11 番、大江和夫君。（大江議員起立）

11 番（大江和夫君） 説明書の 6 ページでございます。17 款の寄附金 313 万とありますが、ふるさと納税かと思えます。この詳細をお伺いしたい。また、返礼品の内訳と収支について、どのようになっているかお伺いしたいと思えます。（大江議員着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） それでは、大江議員の寄附金に関するご質問にお答えをいたします。

歳入部分の寄附金につきましては、ふるさと納税が 17 件、一般寄附金が 1 件というふうになってございます。寄付額につきましては、ふるさと納税が 113 万円、それから一般寄附が 200 万円というふうになってございます。

返礼品の内訳ということでございますが、返礼品の品目、14 品目ございまして、そちらの品目につきましては、今この場で押さえてございませんので、そちらの方は、必要であれば別に回答させていただきます。

ちなみに、現在の返礼品は 2 段階になってございます。寄附金をいただいた方々、2 万円から最高で 50 万円を寄附していただいた方となってございますので、規程に基づいた対応で返礼品の方をさせていただいております。

以上です。（総合政策課長着席）

11 番（大江和夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、11 番、大江和夫君。（大江議員起立）

11 番（大江和夫君） ハイ、ありがとうございます。

今、このふるさと納税というのが、特に、先般終わりましたオリンピックの関係で、北海道の北見市でしたか、カーリングの関係で 50 倍程の問合せがあるというふうに伺ってました。非常にそのカーリングの効果があったのかなと、そしてその北見市が、これから寄附金が多数くるように新聞等でも報道されておりました。

我が町からは、オリンピック選手は出てませんので、そのような効果はないだろうと思いますが、何らかの関係で返礼品をあまり重点しないで、何らかの形で寄附金が多く集まるような方法等があればよろしいのかなと。

そしてまた、これは、一般住民というより一般の方々に公表されているか、また、今後公表して、インターネット等でもホームページ等でもよろしいかと思いますが、寄附金の増額を考えているのかどうか。その辺、簡単で結構ですので、あればお伺いしたいと思います。(大江議員着席)

総合政策課長(地代所康二君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、地代所康二君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(地代所康二君) ふるさと納税につきましては、新年度予算の方で提案させていただいております。ポータルサイトへの加入、それから、返礼品の見直し等を考えてございまして、町の方に対しまして、ご協力をいただける方々を増やしていきたいというふうに思っております。

それと、ふるさと納税に関して一般の方々への周知ということでございますが、ふるさと納税をしていただくための制度としての周知は、広報等それから町のホームページでしております。

今後、先程申しました平成 30 年度からにおきまして、寄附をいただく方々が多くなっていただきたいということで、ポータルサイト等を利用したいと思っておりますので、そちらの方についても、ネットと言いますか、町のホームページ等を通じまして、広報をしていきたいと思っております。

以上です。(総合政策課長着席)

議長(山田恵治君) そのほかに質疑はありませんか。

13 番(畑中弘實君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、13 番、畑中弘實君。(畑中議員起立)

13 番（畑中弘實君） ハイ、13 番、畑中です。

説明書の 11 ページ、3 款民生費、3 項 2 目 20 節の扶助費の方ですけども、この 7 事業ある中で 6 事業が減額ということになっております。児童手当 700 万円の減額、子どものための教育・保育給付費 1,430 万円の減額の理由をお伺いしたいと思います。

それと、障害児通所支援措置費 180 万円の、これが当初と同じく全額減額になっております。これは、地元に通所施設があるもんですから、そういうようなことについてもお伺いしたいと思います。これだけの金額が、3 月定例会に持ち越された理由等もお伺いしたいと思います。

以上です。（畑中議員着席）

健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

健康福祉課長（長根清子君） それでは、畑中議員のご質問にお答えいたします。

まず、児童手当の減額理由に関するご質問ですが、児童手当の主な減額理由は、当初の見込みより出生数や転入児童数が減少し、また、転出や扶養義務者の所得が増えたことにより、特例給付者が増加したためのものです。

児童手当の年額は、1 人当たり 18 万円から 14 万円で、特例給付は 6 万円となります。人数では、約 50 人程度の減少であり、合わせて 700 万円の減額見込みとなりました。3 月補正に計上している理由等は、6 月、10 月、2 月の定例支給のほか、転出、転入といった随時支給も発生しておりますので、自然社会動態の異動も含めて、この時期に例年、補正をしております。50 名分の 700 万円の減額となっております。

次に、子どものための教育・保育給付事業におきましては、12 月補正において、10 月までの給付費における各種加算を精査した上で、補正等を実施しております。今回の補正は、11 月以降の給付に係るものです。

特に加算につきまして、主に町内に住む児童が通う認定こども園等において、当初計画しておりました、加算に必要な保育士の確保が、困難な状況が続いております。そのため、学級編成調整加配加算やチーム保育加配加算といった内容について、算定基準条件が整わない状況が続いております。更に、これらの加算は、利用児童 1 人当たりの単価が多額となります。そのため、1 施設によって、200 万円から

500 万円程度の加算請求ができず減額となり、これが今回の減額補正に繋がったものです。

保育士の確保については、都会だけではなく全国的な課題となっているところでございます。当課におきましても、保育士人材バンクへの登録を呼びかけ、保育士の再就職支援等に係る情報提供を施設の方及び来庁者の方に実施しているところでございます。早期に手厚い保育士の配置が可能となるように、今後も支援を充実してまいりたいと考えております。

3点目の障害児通所支援措置費に関するものですが、措置費に関する申請については0件でございます。そのほかの施設に通所する事業、デイサービス事業等もございしますが、措置事業については今回はなかったということで、予算を減額させていただいております。

その他の通所事業、相談事業等は、大体私の記憶ですと30名程度の方が、ご利用いただいていることと記憶してございます。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

13 番(畑中弘實君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、13 番、畑中弘實君。(畑中議員起立)

13 番(畑中弘實君) ハイ、ありがとうございました。

児童手当も1億9,400万円あまり、また、子どものための教育・保育給付金も4億2,270万円あまりというようなこういう予算ですけども、新年度もこのような項目になっておりますけども、しっかりと行き届いた事業やっていただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いします。

以上です。(畑中議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

9 番(林貢君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、9 番、林貢君。(林議員起立)

9 番(林貢君) 9 番、林です。

説明書ページ12ページ、衛生費4款1項、塵芥処理費7目の13節委託料でご

ざいますが、3,820万6千円に対し、今回1,431万4千円の減額で、率にしまして約38%の減となりますが、この大きな減額の項目に対して理由と今後の考え方をお伺いいたします。（林議員着席）

町民生活課長（嵩森利明君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町民生活課長、嵩森利明君。（町民生活課長起立）

町民生活課長（嵩森利明君） それでは、林議員のご質問にお答えします。

予算を計上するにあたりましては、町の収集運搬許可業者2社に対しまして、収集路線、収集箇所、収集日などの仕様書を提示し、参考見積りを徴収し、そのうちの低い見積りを参考に積算しております。

その後、入札により収集運搬業者を決定しているところであり、今回の減額は、入札により減額になったものでございます。

以上でございます。（町民生活課長着席）

9番（林貢君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、9番、林貢君。

9番（林貢君） ハイ、9番、林です。（林議員起立）

最近、特にゴミの不法投棄や指定の日以外にも出す方が多く、各地区では大変困っているという話があります。このように担当課では、ご承知のこともあるようでございますが、今一度、実態を調査する等対応していただけないかどうかをお伺いいたします。

これだけの予算残があるのであれば、もう少しその辺も今後、対応していけるのではないかと思います。ご所見をお伺いいたします。（林議員着席）

町民生活課長（嵩森利明君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町民生活課長、嵩森利明君。（町民生活課長起立）

町民生活課長（嵩森利明君） 確かに、ゴミの不法投棄なり指定日以外に出す方も多くございます。その都度、職員が対応してまして、集積所に出す日とかの看板を

設置してございます。収集日、守るように来年度も各家庭に収集カレンダーを配布する予定となっております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

9 番(林貢君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、9 番、林貢君。

9 番(林貢君) ハイ、9 番、林貢です。(林議員起立)

ご答弁ありがとうございます。特に環境整備等の関係からも、ゴミの整理は、大変重要でございますので、今後もよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

(林議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はございませんか。

5 番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5 番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5 番(長根岩夫君) ハイ、5 番、長根岩夫です。

説明書 14 ページの歳出であります。8 款 4 項 1 目住宅総務費、住宅総務費の補助金であります。同わせていただきます。これについては、安全安心住宅リフォーム支援事業補助金として、224 万 4 千円の減額となっております。予算の全額が使われず不用額となっております。制度の条件などに利用しにくい要件があったのか、また、補助要件の主な内容をお伺いしたいと思います。

更に、当町では、障害者を対象としたバリアフリー化のための住宅リフォーム等の補助もあると伺っておりました。当町において、健康福祉に係るバリアフリー等を目的とした住宅の改造等について、お伺いをしておきたいと思ひます。お願いいたします。

次に、一般会計歳出であります。説明書の 15 ページであります。10 款教育費であります。10 款 1 項 3 目学校財産管理費、備品購入費であります。階上中学校ハロゲンスポットライト 1 万円の減額とあります。

この教育関係の予算では、防犯対策費というふうなものはないようではあります。まずこのライトは、防犯用として購入したものと思ひますけれども、現実その用途

を確認させていただきます。また、学校を対象とした用具では、防犯用のカメラの設置も必要であるかと思いますが、当町の設置状況等について伺っておきたいと思いをします。お願いをいたします。（長根議員着席）

建設課長（上静志君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、建設課長、上静志君。（建設課長起立）

建設課長（上静志君） ハイ。それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

町では、建築物の耐震改修促進に関する法律に基づきまして、耐震改修促進計画を策定し、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の耐震化、こちらを推進しているところであります。耐震診断とその結果、改修が必要になったものに国庫補助金を活用し、改修の促進を行っております。

それに併せまして、省エネやバリアフリー等、性能向上に係る改修についての補助を設け、安心して居住できるよう階上町安心安全住宅リフォーム促進支援事業補助金交付要綱を定め、事業を執行しているところであります。

耐震改修事業には、改修費の 23%、上限 82 万 2 千円、それから省エネ向上として、断熱、それから節水、それから電力の省力化等、それからバリアフリー向上として、通路や段差の解消、トイレや浴室の改修など、それからその他に克雪、それから防災の向上というふうな改修の事業をもって、改修費の 10%、上限 20 万円を補助しております。

他の補助事業と活用する場合は、その分は除外して試算するというようにしております。広報等によって PR、それから県と共催にいたしました住宅耐震セミナーこちらの方を開催したり、事業の推進に努めておりますけれども、昭和 56 年 5 月以前の住居、築 35 年を経過した物件となりますけれども、そちらの方の耐震化という条件、こちらの方が改築意欲に繋がらないのではないかと考えているところであります。

平成 25 年から、この事業を執行しております、耐震改修以外の補助は、6 件交付しております。当年度は、申込みがありませんでしたので、今回耐震化に係る分 166 万 4 千円、それから省エネ等に係る分 60 万円、合わせて 224 万 4 千円を減額するというところでございます。

以上です。（建設課長着席）

健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

健康福祉課長（長根清子君） それでは、長根議員の2つ目のご質問であります、障害者を対象としたバリアフリー化のための住宅リフォーム等の補助について、お答えいたします。

健康福祉課では、介護保険サービス及び障害福祉サービスの中で、国の制度に基づき住宅改修を実施しております。対象者は、介護保険認定者と障害者手帳保持者3級以上の方で、住宅改修の前に事前申請が必要となります。

住宅改修費支給件数は、介護保険では、平成28年度は16件で、支給額は192万2千円、内容は段差の解消、手摺りの取り付け、洋式トイレへの改修等になります。平成29年度は、2月までの申請では21件であり、支給予定額は、253万1千円となり増加傾向にあります。

今後とも、介護保険認定者へのPRやケアマネージャーとの連携を深め、必要時、利用できるような働きかけてまいりたいと考えています。

以上でございます。（健康福祉課長着席）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは長根議員のご質問にお答えをいたします。

階上中学校のハログネスポットライトの用途についてでございますが、これにつきましては、ステージの照明用として2台購入したものでございます。

それから次に、町内学校の防犯カメラの設置状況でございますが、階上中学校においては、職員室から玄関が見えない、確認できないということで、職員生徒用玄関に5台を設置しております。それから、石鉢小学校においては、グラウンドの監視用ということで、1台を設置している状況でございます。

以上でございます。（教育課長着席）

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5 番（長根岩夫君） ハイ、少し続けて質問をさせていただきます。

安全安心住宅リフォーム支援事業と併せて、先程お答えをいただきましたが、まず、この住宅リフォーム補助制度、同じく先程耐震化のお話しもございましたけれども、住宅耐震診断事業、これについても残念ながら、なかなかPRが行き届かないということになりますか、不用額となっているようでありますので、今後ともこれをセットで、商工会あるいは大工組合さんですか、そのような方々へのPRもしっかりとしていただきまして、折角の町民福祉のための支援制度でありますので、しっかりと成果を上げていただきたいというふうに希望しておきたいと思います。

また、障害者のためのバリアフリー化などの住宅リフォーム等補助については、あまり町民に知られていないものと思っておりましてけれども、先程のお答えでは、253 万 1 千円ですか。かなりの活用をされているというふうに、今後とも、この多くの方々にご利用していただくように、ただこの使用にあたっては、各施設のケアマネージャー等の現地確認が必要だということで、以前に私、経験がありますけれども、かなり難しい条件もあると伺っておりました。

そういう中で、障害者のための支援制度、そして福祉の思いやりを持って、しっかりとご支援をしていただくように、これはお願いをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、学校を対象とした用具ということで、防犯カメラはステージ用ということでありましてけれども、今般は、様々な学校における事件等もございます。今後においては、緊急時の防犯ベル等はどうなっているか、ちょっと定かでないわけですが、ご存じというか、実質備えているかどうかという質問もあるところではございますが、いずれ警察、消防あるいは役場、そういう関係者への連絡体制も整えていただきながら、また担当課の方でも、しっかりと点検をしていただければなと思っております。

また、多くの学校あるわけでありましたが、階中等 2 校ですか、設置をされているということではありますが、このことについては、小中学校全校に設置をしていただいて、安全に努めていただくように希望をしておきたいと思います。

以上です。（長根議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2 番、大下修君。（大下議員起立）

2 番（大下修君） ハイ、2 番、大下です。よろしくお願いします。

一般会計の歳出説明書になりますけども、ページ 15 ページ、教育費の 10 款 1 項 5 目 7 節支援員賃金が 220 万 7 千円の減額となっているところですが、支援員の人数では、これで何人の減となるのか。また、特に減となった学校があれば、その理由を伺いたいと思います。

以上です。（大下議員着席）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは大下議員のご質問にお答えをいたします。

この予算編成時におきましては、各学校の状況について学校と協議をいたしまして、学習支援員、それから生活支援員の配置を決定し、予算を計上しているところでございます。

その後に、児童生徒の状況等によりまして、支援員を必要としなくなった場合とか、短時間の支援、または部分的な支援となった場合など、学校長の指示によりまして、年間 1 人 1,140 時間を上限として、勤務時間の調整を行っておりますので、それらの実績から、今回この減額となったものでございます。それで、配置の状況でございますけども、減となった学校というご質問でございましたか。

2 番（大下修君） よろしいですか。

教育課長（引敷林広貴君） 各学校の人数でよろしいでしょうか。

2 番（大下修君） 特に減となった学校と、この 200 万円は、何人分にあたるのか。

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、失礼しました。当初予算では、9 名、学習支援員は 9 名、生活支援員は 2 名の予算計上でございましたが、実績から言いますと、学習支援員は 1 名の減となって、実績といたしましては 8 名の配置ということにな

りました。学校名につきましては、手持ちの資料がございませんので、後程答弁したいと思いますので、以上でございます。（教育課長着席）

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2 番、大下修君。（大下議員起立）

2 番（大下修君） これを昨年も補正予算で伺ったと記憶しております。確か昨年
も伺ったんですよ。その時も確か、まったく同じ説明で、今回と同じでした。毎年
毎年、ほぼ同じ金額が減額されて、この3月の補正で、いるようですので、やはり
この先生方の要望は要望として受けて、実態どうなっているのかっていうところを
もう少し把握して、適正な予算のつけ方っていうんですかね。そういうところを精
査していただけるように。

私は去年としか比較していないんですけども、その前の年はどうだったのか、そ
こまで私見てなかったもんで。その辺をやっぱり見て、きちっと精査した予算をつ
けるべきじゃないのかなと思いますので、その辺を考慮していただければありがた
いなと思います。

以上で質問を終わります。（大下議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 平成 29 年度階上町一般会計補正予算（第5号）の件
を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 16、議案第 15 号 平成 29 年度階上町国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）の件から、日程第 18、議案第 19 号 平成 29 年度階上町後
期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件まで、3件を一括して議題といたし
ます。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 平成 29 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)の件から、議案第 19 号 平成 29 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 19、議案第 16 号 平成 29 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)の件及び日程第 20、議案第 18 号 平成 29 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 平成 29 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)の件及び議案第 18 号 平成 29 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3 月 9 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 04 分)

平成 30 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 4 号

平成 30 年 3 月 9 日 午前 10 時 00 分開議

- | | | |
|--------|----------------------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20 号 | 平成 30 年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 平成 30 年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 | 平成 30 年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 25 号 | 平成 30 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 22 号 | 平成 30 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 平成 30 年度階上町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 27 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第 28 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 29 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 30 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 11 | 陳情第 1 号 | 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択の陳情 |
| 日程第 12 | 議会案第 1 号 | 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書 |
| 日程第 13 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第 14 | 発言の取消しについて | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1番	荒谷憲輝君	2番	大下修君
3番	小松雅彦君	4番	上道二三男君
5番	長根岩夫君	6番	森榮吉君
7番	濱谷貴樹君	8番	松尾國治君
9番	林貢君	10番	百目木和俊君
11番	大江和夫君	12番	郷州公典君
13番	畑中弘實君	14番	山田恵治君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	川浪孝雄君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	地代所康二君	税務課長	日影百合子君
町民生活課長	巖守利明君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	濱浦幸夫君	建設課長	上静志君
教育課長	引敷林広貴君	会計管理者	長根工君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	澤田充君	庶務	G L 下平有香君
総務課主査	高橋勇真君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 20 号 平成 30 年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

3 番（小松雅彦君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 3 番、小松雅彦君。（小松議員起立）

3 番（小松雅彦君） ハイ、3 番、小松雅彦です。

30 年度当初予算主要説明書 54 ページ、10 款教育費、5 項体力向上事業委託料についてお伺いします。体力向上とレクリエーションスポーツの推進を目指し、自転車を活用した体力向上事業を行うとあります。

この事業を通じて小さな子供からお年寄りまで、自分の体力に合わせサイクリングをすることにより、車で通りすぎると感じるこのできない潮の香り、花の香りを嗅いだり、また、美しい海岸線を眺めたり、のどかな里山を愛でながら、自転車に乗ることにより、自然と町民の皆様の健康増進はもとより、体力向上に繋がり、触れ合うことでレクリエーションスポーツ推進に繋がると思います。どういう事業内容をお考えかお伺いいたします。（小松議員着席）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、小松雅彦議員のご質問にお答えをいたします。

本町におきましては、平成5年の全日本アマチュア自転車競技選手権の開催以来、全国・東北レベルの大会が開催されてきておりまして、皆様ご承知のとおり、昨年は、全日本自転車競技選手権大会ロードレースを関係者の方々始め、地域の事業所、地域住民の方々のご支援、ご協力をいただきまして、成功裏に終えることができました。コースも含めまして、町の対応等、関係者の方々からは、高い評価をいただいたところでございます。

また、2025年の青森国体のロードレースの開催地として、内定を受けているところでございます。これらを契機といたしまして、自転車を活用したイベントや大会を開催いたしまして、自転車への関心を高め、そして、町民の体力向上と健康増進、レクリエーションスポーツの推進を図るために実施をしていきたいというふうに考えてございます。

内容といたしましては、来年度は、海岸線、ハマの駅あるでい〜ばと甘ー平を往復する海岸線のコースで、競技ではなく、風景などを楽しみながら走るサイクリング等を考えているところでございます。

以上でございます。（教育課長着席）

3番（小松雅彦君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 3番、小松雅彦君。（小松議員起立）

3番（小松雅彦君） ハイ、3番、小松雅彦です。回答ありがとうございます。

このような良い政策は町民の期待も大きいと思われますので、要望がなくても沢山打ち出していただきたいと思います。30年度の事業は、あるでい〜ばから甘ー平までのコースでの事業予定とお聞きしましたが、里山の方にも拡げていただきたいと思います。

みちのく潮風トレイルワークショップに参加させていただきましたが、その時の講師がNPO法人シクロツーリズムしまなみ代表理事、山本優子さんでした。市民活動支援を通じて、地域活性化に携わり、自転車を地域ブランドに島民と共にネットワーク型活動を展開し、持続可能な地域振興の可能性を熱望して設立された方で、日本を代表するサイクルコースを作った仕掛け人です。地域住民の生活の営み、原風景が観光には大切で、階上町は素晴らしいとお褒めの言葉をいただきました。

また、当町出身で青森県東京事務所流通観光課に勤務されていたときの高山修氏の講演を聞く機会がありました。話のポイントに、自転車を利用したレジャーが増加しているとの内容でありました。そこで、観光施設付近に自転車ラックの設置や

自転車ラック、休憩できる場所、トイレ等記載されたサイクルコース看板の設置、レンタル自転車設置など、施設面での充実を図りPRすることにより、交流人口増加、活性化が期待できる素晴らしい事業になると思いますので、事業拡大、充実を希望いたします。

また、全国自転車競技大会の開催にあたり、関係者の皆さん、職員の皆さんの並々ならぬ努力とご尽力があったとお聞きしています。敬意を表し感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。（小松議員着席）

議長（山田恵治君） ほかにございませんか。

9番（林貢君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、9番、林貢君。

9番（林貢君） ハイ。（林議員起立）

9番、林貢です。説明書のページ5ページでございますが、13款1項2目2節の水産使用料についてお伺いいたします。ここの町管理の漁港施設占用料の関係ですが、継続的な占用する施設の使用は予定されているのかどうか。また、対象となる施設はどこなのかをお伺いいたします。

また、もう1点ですが、ページ6ページ、土木使用料3目1節の住宅使用料でございますが、町営住宅使用料854万円となっており、町営住宅の経営については、建設費と維持管理費に対する耐用年数も考慮し、建物の更新も進めていかなければならないと思いますが、現在の町営住宅の状況と将来に向けての更新計画等もあればお伺いしたいと思います。また、費用対効果についての公営住宅として、どのように考えているのかお伺いいたします。（林議員着席）

建設課長（上静志君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、建設課長、上静志君。（建設課長起立）

建設課長（上静志君） ハイ、それでは林議員の質問にお答えします。

最初の漁港占用料についてでございますけども、漁港施設占用料につきましては、町で管理している大蛇、追越、榑漁港をもってあります。漁港の整備に併せて設置されている漁用施設等が占用物件としてありますけども、階上町漁港管理条例第

12条第3項により、漁業振興上、減免し利用の促進を図っているところでございます。予算につきましては、その他の占用物件の申請等を想定しており、1千円を計上しているということでございます。

それから、住宅の方でございます。今後の住宅の建築時期云々というお話してございますけども、昨年の3月の定例会の一般質問におきまして、今後の新築住宅の予定についてということを説明しておりますけども、町の総合振興計画の中で、町営住宅の新築について当面予定はございません。

現在、国土交通省の方で、空き家等の賃貸住宅、こちらの方を活用した新たな制度設計、この辺を進めておりますので、その動向を注視してまいりたいというふうに考えております。費用対効果ということでございますけども、生活困窮者等の方への配慮ということでございますので、費用対効果というところは、あまり求めないものというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

9番(林貢君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、9番、林貢君。(林議員起立)

9番(林貢君) ハイ、ありがとうございます。

使用料につきましては、階上は、県管理の漁港と町管理の漁港があるわけですが、県管理は別としても、町の管理漁港につきましては、使用者のできるだけ使用しやすい条件等で貸していただければと思いますし、また、第2点目の町営住宅につきましては、生活困窮者ってということが中心になるかと思うんですが、入居したいと考えている方々の期待に応えられるように、ご配慮お願いできればと思いますので、その点も併せてよろしくお願いを申し上げます。(林議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) 5番、長根岩夫です。

30年度の予算ということで、説明書ページ9ページ、県支出金15款2項1目

企画費補助であります。電源立地地域対策交付金 700 万円程であります。交付金の目的として、どのようなものがその用途としてあるのか、また、その制限等があるのかと。

また、交付金のその期間等について定めがあるのか、お伺いしておきたいと思っております。また、当町では、衛生費に充てられているようでありますが、その内容について、少し伺っておきたいと思っております。

次に、一般会計歳入であります。説明書 14 ページ、雑収入として 20 款 5 項 4 目、原子力施設立地振興対策事業助成金 1,400 万円であります。助成金の目的とこれも用途について制限等がありましたら、お伺いをしたいと思います。また、同様に助成金の期限等がありましたら、お伺いしておきたいと思っております。

次に、一般会計歳出であります。説明書 23 ページであります。総務費の 2 款 1 項 6 目防犯対策費の 19 節、防犯灯設置補助金 1,416 万 4 千円となっております。防犯灯を LED 化する事業で行財政改革の実施結果では、蛍光灯が 369 基、既に LED に交換されたと見ておりましたが、残りの交換する蛍光灯の数は、どの程度になっているのか。また、残りの LED への交換ということで、終了年次をお伺いしておきたいと思っております。

もう一つ、一般会計歳出 49 ページ、説明書の 49 ページであります。商工費 7 款 1 項 5 目 13 節の三陸復興国立公園維持管理費委託料 770 万 3 千円となっております。国立公園の清掃と景観を保持するための支障木の除去を行うとしております。

樹木の栽培等については、制限をされていると思われました。昨年でしたか、階上岳の登山道の付近において、階段の設置とか樹木の伐採等が許可なく行われたというふうなお話しもございましたが、基本的に国の許可や立会いを必要とするものであると思っておりました。

実際、実施にあたっては、どのような対応を町としてもされているのか伺っておきたいと思っております。また、費用は全て一般財源で賄われているということであるようでございます。国立公園に関する国からの交付金もあるかなと思ってましたが、実際のところ確認ができませんでしたので、助成があるか、そこらを伺っておきたいと思っております。

以上です。お願いいたします。(長根議員着席)

総合政策課長(地代所康二君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、地代所康二君。(総合政策課長起立)

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、それでは、長根議員の始めに電源立地地域対策交付金についてのご質問にお答えをいたします。1点目の交付金の目的と使途、交付の期間等の定めがあるかについてでございますが、電源立地地域対策交付金は、県及び電源地域の市町村等に交付され、公共施設の整備や地域活性化を目的とした事業に活用されているものであります。

当町へは、火力発電施設関連分近隣市町村として、交付されているものでございます。交付対象事業といたしましては、公共施設の整備、維持補修、維持運営のための事業、地域活性化事業等となっており、国庫補助の裏分への充当、職員給与、損失補填などへの充当は、対象外とされております。交付期間につきましては、国の電源立地地域対策交付金交付規則により交付されているものであり、期限の設定はないものでございます。

次に、当町の使途と事業の期限についてでございますが、これまでは、防災倉庫整備事業や石鉢小学校の駐車場整備事業など、公共施設等の整備事業に充当してまいりましたが、平成30年度は、塵芥処理費のうち可燃ごみ収集委託料、資源ごみ収集運搬委託料に充当する予定となっております。以降も経常経費である、ごみ収集の委託料に充当していく予定となっております。

次に、原子力施設立地振興対策事業助成金についてでございます。助成金の目的と使途の制限についてでございますが、この助成金は、県内市町村の均衡ある地域振興を図るため、原子力施設の立地市町村及び周辺市町村を除く、県内25市町村に交付されているものでございます。公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団より交付されております。

公共施設に係る整備、維持補修、維持運営に係る経費や地域活性化、防災安全対策に係る経費が助成対象となっております。当町では、平成26年度よりLED化のための防犯灯設置補助金に充当しているところでございます。この助成金は、経常的な維持管理費、人件費や物品の購入、返還金などには対象外というふうにされてございます。

助成の期限については、原子力施設立地振興対策事業助成金交付要綱によりますと、平成30年度までとなっておりますので、この助成金につきましては、平成30年度が期限になると思われます。

以上です。（総合政策課長着席）

町民生活課長（嵩守利明君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町民生活課長、鳶守利明君。（町民生活課長起立）

町民生活課長（鳶守利明君） では、長根議員のご質問にお答えします。

町内には、約 2,244 基の防犯灯が設置されてございます。平成 29 年度までに 1,835 基がＬＥＤに交換になっております。残り 409 基につきましては、平成 31 年度までに交換を終える予定となっているところでございます。

以上でございます。（町民生活課長着席）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、長根議員の三陸復興国立公園の維持管理委託料についてご説明申し上げます。

1 点目の実施にあたって、どのような対応されているのかという件でございますけれども、国立公園内では、公園内の自然と景観を保護するために、特別保護地域から普通地域まで確認して、区分に応じて自然に影響を及ぼす恐れのある行為が規制されており、通常建築物や工作物の新築、増築、改築、木の伐採、それから鉱物、土石の採取、土地の開墾、形状変更などの行為を行うには、許可が必要となります。

なお、支障木の伐採に関しましては、森林の保育を目的とした間伐行為に該当するため、許可申請不用とされておりますが、工作物の設置等の行為と同様に事前に八戸自然保護官事務所を通じて、環境省と連携を密に事業実施を行っております。

それから、2 点目の国からの助成についての件でございますが、国立公園内の道路、橋、公衆トイレ、休憩所などの整備に対しては、自然環境整備交付金が活用できます。

それで当町は、昨年度は、甘ー平のステージの建築、今年度はしるし平のトイレの改築と 2 年間活用しております。ご質問の支障木の伐採等については、国の補助がないため階上岳の管理及び国立公園管理を行うにあたり、町単独費で対応しております。

以上です。（産業振興課長着席）

5 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5番（長根岩夫君） ハイ、ありがとうございます。

ただいまの貴重な、いわゆる原子力関連の交付金、電力関係の助成金であります
が、原子力工事等の停滞に最近はよりまして、思うように整備ができないというこ
とで、いわゆる直接、原子力発電設備がある自治体等においては、交付金等がかな
り減額をされているということを聞いておりました。

電源立地地域対策交付金や原子力施設立地振興対策事業助成金、これについては、
30年度までということのお話してございましたが、いずれにしろ、そのようなこと
で減額などの影響も出てくるのかなと思っておりましたが、今年度についての助成
額といたしますか、交付金額といたしますか、それらについては、確定をされている
か。また、今後の見通し等について、現在、把握している状況でお答えをいただき
たいと思います。

また、LED灯具の交換については、大部分が31年度に終了すると、409基
ということの残でありましたが、これもまた当然、老朽化してくる灯具等もあるか
と思います。町内のためにも万全を期して、助成をしていただきたいとお願いをし
ておきたいと思います。

また、これらのことについては、大きな金額にはならないかとも思いますので、
単独費に切換えをする等していただいて、このような原子力関連あるいは電力関連
の補助金、助成金等については、もっとまとめた事業に、あるいは基金等にご活用
していただくように希望をしておきたいと思います。

最後に、先程この公園内の樹木等の伐採については、国の管理の下、指導の下に
行われているということのお話してありました。しかしながら、この名称が、三陸
復興国立公園維持管理委託料という名称でありました。国からのいわゆる財源の補
填がない、いわゆる補助とか助成金等の助成がないわけでありますので、名称に馴
染みがないという感じがしておりました。

町民に誤解を与えない、あるいは私どもこの事業の確認をする時に、勘違いをす
るような名称であるというふうにも考えておりましたので、こちら辺の名称の変更
もしていただいた方がいいのではないかなというふうに希望をしておきたいと思
います。

以上です。（長根議員着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

今年度分といいますか、30年度分について確定しているのかということでございますが、申請はこれからでございますので確定はしてございませんが、電源立地地域対策交付金 700 万につきましては、平成 24 年から平成 29 年まで 700 万円ですと推移してございます。

それから、原子力施設立地振興対策事業助成金でございますが、こちらの方は制度の始まった 26 年度から今年度 29 年度まで 1,400 万円で推移してございますので、同額のものが交付並びに助成されるものと考えてございます。

原子力施設立地振興対策事業助成金につきましては、先程申しましたとおり要綱では、平成 30 年度までとなっておりますので、今後の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

また、電源立地地域対策交付金につきましては、当町は火力発電関連施設について、交付されているものでございますので、原子力施設整備の遅れによる直接的な影響はないものと考えてございます。

以上です。（総合政策課長着席）

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、産業振興課長、濱浦幸夫君。

産業振興課長（濱浦幸夫君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは、公園内の名称の変更についてのご質問でございますけども、平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園の指定を機に、町民の皆様に三陸復興国立公園に愛着をもていただきたいこと、それから、自然環境に対する意識の高揚を目的に、平成 26 年度から予算の科目を今の三陸復興国立公園管理事業費に変更しております。現時点においては、委託料名につきましても、現在の名称でいきたいということで考えております。

以上です。（産業振興課長着席）

5 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5番（長根岩夫君） ハイ、ありがとうございます。

最後であります、三陸復興国立公園に関する委託料ということでは、様々な地域により、町内とか小舟渡については、特にいちご煮祭り会場等のことでもありますので、ごみの清掃、あるいは草刈り、それから大蛇地区においてもどんこ祭り、様々な行事等があります。

そういう中で、大しけによるごみの構内へのゆり上がったもの等の清掃等もあります。そういうことでは、町内やその漁民の方々から多大なご協力をいただいて、清掃作業あるいは草刈り作業等もしているわけであります。

現在、20万円でしたかな、町内へ向けての補助金等もあるようでございますが、今後、更にそういうことにおいて、高齢化してまいっております。様々な業務にも辛いものがあるということを聞いております。そういう面でお手伝いというか、町の方でも、また、ご配慮いただければありがたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。（長根議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

7番（濱谷貴樹君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、7番、濱谷貴樹君。（濱谷議員起立）

7番（濱谷貴樹君） 7番、濱谷貴樹です。

主要施策説明書の28ページ、中段にあります、予防接種委託料についてですが、季節性インフルエンザ任意予防接種費用の助成が新たに始まるということで、拡充の記載がございますが、助成の内容についてお伺いいたします。（濱谷議員着席）

健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

健康福祉課長（長根清子君） それでは、濱谷議員のご質問にお答えいたします。

季節性インフルエンザ任意予防接種は、毎年町民の方々が、任意で接種している予防接種になります。今回、予防接種の拡充事業として、新たに季節性インフルエ

ンザ任意予防接種助成事業とし、その費用の一部を助成するものです。

この事業の目的は、インフルエンザの発症や重症化予防並びに感染の拡大を防止することを目的としております。助成の対象者は、生後6ヶ月から15歳の中学生までの約1,400人と妊婦、産婦の方、約160人を対象としております。ワクチンの接種回数は、13歳未満の方は2回接種、13歳以上の方は1回接種となります。

また、費用の助成は、1回2千円を上限といたしまして、13歳未満の方は、2回分を助成する計画です。自己負担額は、医療機関の接種費用から2千円を差し引いた額をお支払いただくこととなります。予算額は、370万円程を予定してございます。

教育委員会、養護教諭部会でまとめている学校保健白書によりますと、平成28年のインフルエンザに罹患した児童生徒数は、小中学校合わせて296名と報告されております。今後この事業の活用により、インフルエンザの発症予防や重症化予防が推進されるよう保護者の方などに周知すると共に、町内関係機関や八戸市医師会など、皆様のご協力をいただきながら、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。（健康福祉課長着席）

7番（濱谷貴樹君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 7番、濱谷貴樹君。（濱谷議員起立）

7番（濱谷貴樹君） 助成の内容について、ご説明ありがとうございます。

インフルエンザの流行による感染を予防するため、毎年、家族で予防接種をしております。また、私も2人の子供を持つ保護者ですが、1人2回の接種で2人分、そして保護者の接種となりますと接種料金も高くなりますので、このインフルエンザの助成は大変ありがたい事業だと思います。

今年も学校の方では、流行による学年閉鎖などもありましたが、この事業が始まることにより、保護者の経済的負担が軽減され、予防接種を受ける子供達が増えて感染予防にも繋がる、そして、もし感染したとしても予防接種を受けたことで、重症化の予防にも繋がるということで、大変良い事業だと思います。

町の将来を担う子供達を育てていただいております。子育て世代への支援を今後とも充実、また、アピールしていただきますようお願いいたします、私の質問を終わります。（濱谷議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

11 番（大江和夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、11 番、大江和夫君。（大江議員起立）

11 番（大江和夫君） 私から2点程お願いしたいと思いますが、説明書の12 ページでございます。17 款寄附金でございますが、昨日の補正に関連はしますけれども、これふるさと納税の300 万かなというふうに思っていました。手数料、返礼品の支出もあろうかと思いますが、これ最終的な寄附金額の目標というのは、どの程度、寄附ですので予定は立てられないかと思いますが、もしあるのであれば、お聞かせ願えればと。

もう1 点は、29 ページでございます。29 ページの2 款7 項報償費のふるさと応援寄附記念品の60 万の返礼品のケースと金額をお伺いしたい。そしてまた、13 節の委託料の61 万というこの内容というのは、また委託先はどこなのか、この2 点をお知らせいただければと思います。（大江議員着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） それでは、大江議員のご質問にお答えをいたします。

寄附金の方の300 万円の方に対するご質問でございます。まず1 点目のふるさと納税寄附金に係る目標額の設定はあるかというところでございますが、町を応援して下さる方が一人でも多くなったださればというふうに考えてございますが、寄附金という性質上、目標額の設定はしてございません。

次に、2 点目のふるさと納税の返礼品の種類や数を増やす予定はあるかということでございますが、平成30 年度からポータルサイトの活用と並行し、現行、返礼品の種類や内容を見直していく方針でございます。新規出店者の募集による新たな返礼品の追加、現行返礼品のグレードアップや改廃等含め、返礼品提供者のご意見を踏まえながら、進めてまいりたいと思っております。

次に、歳出の方の60 万円、ふるさと応援寄附記念品についてでございます。こちらの件数と金額ということでございますが、これは、件数は平成27 年度、28

年度の実績を踏まえまして、35件を想定してございます。新年度より返礼品の充実のため、現行の2段階から6段階へと細分化することとしており、返礼品のコースは、3千円、5千円、7千円、3万円の各コースを設定する予定としております。これに、過年度実績を当てはめまして算出した60万円の予算計上としてございます。

それから、3点目の委託料の61万円ということですが、こちらは、細節で言いますと、新地方公会計制度対応ソフトウェア保守委託料とふるさと応援寄附金推進事業支援委託料の両方ということによろしいでしょうか。

そうしますとまず、新地方公会計制度ソフトウェア保守委託料でございますが、こちらは平成29年度から導入しております標準ソフトウェア及び関連ハードウェアに関しまして、システムの不具合の解消やソフトウェアの定期的なバージョンアップの保守業務を委託するものでございます。

また、それと、ふるさと応援寄附金推進事業支援委託料につきましては、こちらは大手のポータルサイト運営業者を予定してございます。運営管理の効率化や費用対効果、直近の加入寄附金実績などを業績が良好な業者の中から比較検討したいと考えております。

こちらの方は、ポータルサイトにおける寄附金に依拠してのパーセンテージで委託料の支払いとなりますので、こちらの方を300万円を歳入と見込んでの計上をしてございます。

以上です。（総合政策課長着席）

11番（大江和夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、11番、大江和夫君。（大江議員起立）

11番（大江和夫君） ハイ、ありがとうございます。

予算的なものは、前年度は1千円、新年度は300万ということですが、いずれにせよ、町に入る助成金等々が少なくなってきた時代でございますので、いろいろPRしながら全国の方々から、寄附金をいっぱいいただけるような形のPRをしていただいて、財源を良くしていただければというふうに思います。

私からの質問は以上です。（大江議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、1 番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、説明書の 30 ページ、2 款 7 項公共交通対策費のコミュニティバス・スクールバス運行委託費 4,191 万 7 千円の入札制度の概要をお伺いいたします。

それと、説明書 31 ページ、空き家等対策事業費、委託料として、空き家等調査委託料 588 万 6 千円と空き家等対策計画策定委託料 253 万 8 千円を計上しておりますが、業務の内容をお伺いいたします。

また、空き家等対策協議会報酬として 16 万 1 千円を計上されておりますが、委員会の必要性と業務内容を伺いながら、さらに委員会のメンバー構成をお伺いいたします。

以上です。（荒谷議員着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、それでは、荒谷議員のコミュニティバス・スクールバス運行委託料の契約方法と言いますか、入札制度についてということでございますが、現行、運行してございますコミュニティバス・スクールバスについては、平成 29 年度、30 年度の 2 か年の試行運行としてございます。

30 年度にあたりまして、これを入札によりバス事業者が変わった場合、バス停留所施設の撤去、新設等が必要になること、道路占用許可の取り直しが必要になること、JR 階上駅構内運送営業承認が必要となること等々、様々なことが考えられます。

これらのことを考慮いたしまして、平成 30 年度におきましては、現在運行をお願いしてございます 2 業者との随意契約により契約をしたいというふうに考えてございます。

それから、空き家対策に関しましてですが、空き家等調査委託料についてでございますが、空き家等対策計画を策定するにあたっては、国が定めている空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針で、空き家等の実態調査が必要であるとしております。

当町におきましては、平成 27 年度に町内の空き家状況を外観調査を実施してはございますが、あくまでも外観調査であったため、空き家等対策計画の策定に向け実態把握のための調査をするものでございます。

次に、空き家等対策計画策定委託料についてでございますが、空き家等調査を基に、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するためのものでございます。こちらは、空き家条例第 13 条に基づくものでございます。

それと、協議会の委員構成等についてでございますが、委員の構成等は階上町附属機関に関する条例により、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規程によるものと定められております。同法第 7 条では、「協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」というふうに定められております。このことを考慮して、構成していきたいというふうに考えてございます。

以上です。（総合政策課長着席）

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、1 番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

1 番（荒谷憲輝君） ハイ、ご説明ありがとうございます。

コミュニティバス・スクールバスの随意契約ということですので、社会を築いていただいた高齢者や次世代を担う子供達が多く利用されていると思いますが、町民の脚としての役割でもありますので、合理性だけではなく、生活の充実に配慮ある運行のための実施を希望いたします。

空き家等に関しまして、社会事情により増えつつある空き家は、経年劣化等を含む自然現象と人や生物等の生活減少が原因で特定空き家となっていくわけですが、町内外の所有者の啓蒙に努めながら、各分野の専門家の協力のもと、速やかな対策を講じ、町民の生命、財産、生活を守ることで、多くの事業に有利に働くと思いますので、確実に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。（荒谷議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2 番、大下修君。（大下議員起立）

2 番（大下修君） ハイ、2 番、大下です。よろしくお願いします。

予算説明書の 32 ページ、2 款 8 項移住・定住推進事業費、3 目の 19 節、移住計画支援事業助成金 44 万を計上しております。その主要施策説明書の 19 ページなんですけども、そこに U・I・J ターン就職に係る交通費、住宅費、学用品購入費を云々とあるんですけども、町の地方創生事業の U・I ターンとしては、J が含まれていなかったと思っております。この J は、八戸との連携の中のスクラム 8（エイト）の費用として、支出するということでしょうか。1 点目はそこですね。

2 点目なんですけども、説明書のページ 32 ページ、2 款 8 項移住新築住宅支援事業費、4 目に 3,700 万を計上しております。その内訳を伺いたと思います。これから、特に町出身者として町外に出ていなくても済むような職場の確保と住居を提供し、あるいは供給することも重要な課題であると思っております。この事業を活かしていくように期待したいところです。また、最近、晩婚化の傾向にありますので、年齢制限を 45 歳程度として使い勝手が良い制度を望むものですが、いかがお考えでしょうか。

3 点目なんですけども、説明書 68 ページ、10 款 5 項 1 目 13 節、体力向上事業委託料 30 万円、先程、小松議員からも素晴らしい事業であるという応援メッセージがありましたけども、主要施策にレクリエーションスポーツの推進を目指し自転車を活用したとありますけども、先程、内容の方は具体的に説明いただきましたけども、自転車を購入するのか、何台購入するのか、何処に置くのか、そういうことについて、お答えच्छゅうのかな、伺いたと思います。

また、自転車はあの辺の今のハマの駅から廿一平のところですけども、どうも歩道と車道の区分が、階上全体そうなんですけども、交通として私がこうあの辺運転してても、あの辺もどこでも同じなんですけども、どうも交通事故が心配なんですよ。

交通事故担当の町民課として、今回のこのサイクリングっていうところは、オレンジみたいにキチッと、そういうふうな整備、また今、町内でもそういう整備するようですが、やっぱり歩行者にとっては、危害、危害っていうんですかね。怪我をさせちゃうし、自動車にとってはちょっと危ないかなと思うんで、町民課の方の意見というか見解を伺いたと思います。

その次に、説明書の 69 ページ、10 款教育費の 5 項保健体育費、3 目 13 節の

委託料なんですけども、中央体育館委託料と庭園管理委託料、体育施設活用事業委託料の場所だとか内容、こういった団体に委託しているのか、その辺を具体的に伺いたいと思います。

それと、主要施策説明書の 82 ページなんですけども、基金のところでございます。3 月 2 日の提案理由の説明で、基金残高の維持に努めていきたいということでありましたが、基金は減少傾向にあります。平成 30 年度の予算額で、4 億 2,400 万円の基金が取り崩されるわけではありますが、この事業等の内容を伺っておきたいと思います。そして、この基金を使わなければならない理由を伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。（大下議員着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） それでは、私から大下議員の質問の中の移住計画支援助成金についての U I J ターンの J につきまして、スクラム 8（エイト）の中でのことかということについてでございますが、この事業は、八戸市が先行してやっております。

それにつきまして、定住をなされる方、階上町に住んでくださる方であれば、同じような条件でやらなければならないだろうということで、スクラム 8（エイト）の中で統一してやりたいというお話しはあったんですが、またこれとちょっと違った制度を既に作っている町村もございましたので、ビジョンの中に入っているということではございませんが、スクラム 8（エイト）の中で統一していくということで U I J の J を入れての制度となっております。

それから、基金の残高についての件でございます。事業の内容についてということでございましたが、平成 30 年度の当初予算におきましては、議員ご案内のとおり、一般会計の財源不足として財政調整基金から 4 億 1,319 万 8 千円を繰入れてございます。

一般財源として取り扱うものでございますので、特定の事業への充当ということではございませんで、先程申しましたが、財源不足に充当するためということになってございます。今後も社会保障の増大や公共施設の老朽化等、それから災害等に対応するためには、基金残高を保持していくということが重要になってくるかと思っております。

今後におきましても、当初予算編成時には、平成 30 年度と同額程度の取り崩し

をすることが想定されますが、更なる経常経費の節減と剰余金の積立て等によりまして、基金の残高の保持の方に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。(総合政策課長着席)

建設課長(上静志君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

建設課長(上静志君) ハイ、それでは、移住・定住新築住宅支援事業補助金のご説明を申し上げます。今定例会の一般質問におきまして、移住・定住新築住宅支援事業の説明を申し上げましたけども、予算計上の内訳を今回ご説明申し上げます。

基本額といたしまして、建築住宅費の2%、上限30万、こちらを60件。加算額といたしまして、町内業者が施工した場合30万円を15件、それから移住者の場合30万円、こちらを35件、若年夫婦こちら10万円を20件、子育て世帯10万円を20件、合わせて3,700万、こちらを計上しております。若年夫婦の定義でございますけども、他事業等の調整等ございますので、今後検討していくということで考えております。

以上でございます。(建設課長着席)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、最初に体力向上事業に関してでございますが、自転車につきましては、来年度購入ということではなくて、一般家庭にある自転車を参加者が持ち込んでいただいて、それで実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、すいません、続けてよろしいですか、管理の方。体育館の管理の方になります。中央体育館の管理委託につきましては、主に体育館の施設、鍵の開け閉めを近所の方、個人の方へ委託をお願いをしているところでございます。

あと、それから、体育施設活用事業委託料でございますが、こちらにつきましては、町立の体育館も含めまして、小中学校の体育館の有効活用ということで、その活用に伴って、開放日等の利用調整、それから開放指導員の配置などを委託をして

ございまして、今年度はスポーツ事業を実施しております、町内にありますライズはしみさんの方に、事業の方を委託して実施をしていただいているところでございます。

以上でございます。

2 番（大下修君） すみません。庭園管理の委託料はどっち。

教育課長（引敷林広貴君） 失礼いたしました。庭園管理につきましては、鳥屋部町内会の方に委託をしております。

以上でございます。（教育課長着席）

町民生活課長（嵐守利明君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町民生活課長、嵐守利明君。（町民生活課長起立）

町民生活課長（嵐守利明君） ハイ、体力向上事業にあたり、交通安全対策としての意見をお聞きしたいという大下議員のご質問にお答えします。まず事業実施するにあたり、参加者が安全で安心して参加できるよう八戸警察署や担当課と安全対策の協議を十分に行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（町民生活課長着席）

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2 番、大下修君。（大下議員起立）

2 番（大下修君） ハイ、ご回答ありがとうございます。

定住促進事業ですけれども、そういった広域で取り組んでいただくことを希望しておきます。これはもう各市町村、皆さんどうしても八戸が大きいんで、でしょうけれども、そういう形でお願いします。

新築住宅支援につきましては、希望とすると更なる使い勝手の良い、また、申込者が手続き云々というお話しもよく伺いますもんで、手続きの方の簡略化もしていただければと思います。また、本当に 40 歳という年齢なんですけれども、他の事業との整合性あるかと思うんですけれども、使い勝手が良いように、45 歳にそちらの方を含めて引き上げていただいて、多くの町民が階上に住んでいただいて良かつ

たと思うような施策をお願いしたいと思います。

次に、交通の面からということ、町民課の方もバックアップして下さるということで、そうであれば、そういう方々がレクリエーションにいそしんでいただく、体力向上していただくということは、大切かと思います。しかしながら一方で、こんな不安っていうんですかね、マイナスイメージの言葉は発したくないんですけども、交通死亡事故も1千日を超えて達成しているようなので、是非安全性には十分注意していただきたいと思います。

そしてまた一方で盛んになると、これ今後どういうふうに進んでいくかっていうことが、将来のビジョンの所がまだ見えてないんですけども、どうしてもハマの駅に倉庫を作って自転車置き場を作ろうとか、いろんな経済的な負担も見えてくるような気もするんですよ。その辺を一つ、どういうビジョンがあるかっていうところも、その良い面と悪い面と両方からこう検討していかなければならないと思いますんで、その辺についても伺わせていただきたいなと思います。

それと、教育費の先程の体育館の鍵とかということで、ちょっと管理、中央体育館は近所の方ということで、この体育施設活用事業委託料というのは、場所は何施設位なんでしょうか。それと、このライズっていう会社は、会社でよろしいんですかね。NPO法人とか、これはボランティアなんですかね。ちょっとお金出すからボランティアじゃないのか。NPO法人とか一般財団とか、これ、こういった団体になるんでしょうか、その辺もちょっと伺っておきたいなと思います。

5番目、基金ですね、基金は先般、一般質問でも長根議員の方から太陽光発電の増加分を基金の方にまわしたらいかがですかということで、私すごくこの基金がピーク時から比べると、8億円も減少しているんですよ。ピークの時は20何億あったんですよ。とても、こう心配でやっぱりなるべく災害だとかいざって時に使えるように、基金の額は維持して歳出の方を節約してっていうんですかね、そういうふうにして基金は何時でも使えるような状態にしておくことを希望したいと思います。

また、長根議員からも要望ありました、税收が増えた分を何とか基金の方にまわして、なるべく取り崩さないような方向性を持っていただければと思います。将来の基金の今後、来年、再来年どのように基金がなっていくのか心配しているところですので、その辺も伺っておきたいと思います。

よろしくお願いします。(大下議員着席)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、実施にあたっての交通安全の確保ということにつきましては、警察当局の方からも、道路交通法遵守して事故のないようにやっていただきたいということを言われておりましたので、実施にあたりましては、参加者の安全には万全を期していきたいと考えております。

それから、将来的なビジョンということにつきましては、来年度、初年度ということで、会を重ねていくうちに、いろいろ将来の計画を立てながら実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、実は去年、青森県の方でも階上町がサイクリングのコースとして入っております。青森県の方では、サイクルツーリズム推進協議会というのを立ち上げてまして、青森県内にモデルコースとして、8コース設定をしております。そのうちの一つの八戸コースですが、陸奥湊の駅前をスタートいたしまして、種差海岸、階上海岸、そして登山口に来て、松館の八戸キャニオンを経由して、また、陸奥湊に戻ると、そういうコースを設定しておりますので、来年度想定をしておりますコースも含まれておりますので、それらも今後考えて計画をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、体育施設の活用事業の委託先のライズはしかみでございますが、法人でございます、一般社団法人と思います。と思いますと言いますか、一般社団法人と記憶してございました。

以上です。（教育課長着席）

2 番（大下修君） 体育施設が何件あるか。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） 大変失礼しました。町立体育館2箇所、あと町内の小中学校の体育館ということになりますので、8校と町立体育館2つという10施設になります。

以上でございます。（教育課長着席）

総合政策課長（地代所康二君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、総合政策課長、地代所康二君。（総合政策課長起立）

総合政策課長（地代所康二君） それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。

将来の財源のために、基金の保持をしていただきたいということだと思います。年度途中におきます剰余金や歳計剰余金、そちらの積立等、それから税收等が増えた場合、無駄遣いすることなく将来のための財源として役立てたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。（総合政策課長着席）

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 大下修君並びに1 番、荒谷憲輝君にお願いがあります。議長から指名をされた場合、自席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。先程は返事だけでございましたので、よろしくお願いいたします。2 番、大下修君。（大下議員起立）

2 番（大下修君） ハイ、2 番、大下修です。よろしくお願いいたします。ご回答ありがとうございました。

まず自転車の方、こういった事業で体力向上とそういった活用していただくということですけども、事業というのは小さく始まって、大きく。一般質問でもちょっと失礼なことがあったかと思えますけども、去年の3月のハマの駅の事業計画では、当初予算では、320 万か 30 万だったんですけども、最終的には、4千万、10倍以上の金額で、なっているんですよ。1回目の補正、2回目の補正と出てきまして、先程の基金との絡みではないんですけども、やっぱりこう財政の方も絞るところは絞り、良いところは伸ばしていくというふうな形で、教育委員会の方もそういう形で進めていただければなと思います。

いずれにしても、そういった形で住民サービスと財政の方と両輪で、大変な計画を作られると思いますけども、その辺、両面から見ていただいて、今後もやっていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。（大下議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

13 番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、13 番、畑中弘實君。（畑中議員起立）

13 番（畑中弘實君） ハイ、13 番、畑中です。

説明書の 32 ページ、2 款 8 項 7 目、基礎学力向上事業費、19 節負担金補助及び交付金、自分チャレンジ促進事業費補助金 102 万 6 千円は、中学生の漢字、英語、数学の検定料、それぞれ 1 回受験に対し 1 千円を補助するとありますが、これまでの実績の内容を把握しているかお伺いします。

また、全中学生人数に対し、何人の受験となっているかお伺いしたいとこのように思います。中学生の学力向上と勉学の意欲を高める事業ということですが、義務教育の中で大きな成果が表れているのかも伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。（畑中議員着席）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、畑中議員のご質問にお答えをいたします。

この自分チャレンジ事業の昨年度の実績ということでございますが、当初予算の方では、町内の中学生全生徒 387 人分を予算計上したところでございまして、実績は延べ人数になりますが 367 人。3 検定で 367 人という実績となっております。

合格率等は、今把握はしてございませんが、この受験に取り組むことによって、学力の方は向上をしているものと認識をしているところでございまして、来年度におきましても周知の方に努めまして、受験者を増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（教育課長着席）

13 番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、13 番、畑中弘實君。（畑中議員起立）

13 番（畑中弘實君） ハイ、ありがとうございました。

平成 30 年度の個人受験は、6 月の日曜日となっておりますけれども、団体申込み

の場合、その団体を会場として実施する方法があるようでありまして、階上町はどのような方法で行っているのかをお伺いしたいと思います。

また、検定料、受験料も級別で違いがあります。日本漢字能力検定料は、1級の検定時間が1時間で5千円、8級から10級は40分で1,500円、日本英語検定料は、1級2時間50分で8,400円、5級は1時間25分で2,500円となっているようですが、不公平感のないように学力向上と勉学の意欲をもたせるような事業としていただくように一つお願いいたします。(畑中議員着席)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは畑中議員のご質問にお答えをいたします。

この検定にあたりましては、各学校で実施をしているところでございます。階上中、道仏中です。はい。それぞれで行っております。それで、級が上がっていきますと、八戸市のウルスラでしたか、あちらの方が受験会場となっておりますが、今年度におきまして、そちらで受けたかどうかというところまでは把握しておりません。全て、おそらく中学校の方で開催されたと思っております。

以上です。(教育課長着席)

13番(畑中弘實君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、13番、畑中弘實君。(畑中議員起立)

13番(畑中弘實君) ハイ、ありがとうございます。

できれば、例えば1級、2級は何人位が合格してますということも、知りたかったんですけども、上の級ほど検定料が高くなって負担が大きいとこのように思います。それでも合格すれば、高校、大学、社会人となっても、大きな自信となるとこのように思いますので、よく確認をしながら、これからもこの事業を進めていただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問終わります。(畑中議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

教育課長（引敷林広貴君） 答弁よろしいですか。

議長（山田恵治君） ハイ、失礼しました。教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それではお答えをいたしますが、先程合格率のお話しをいたしまして、すいません、資料ございましたので、今、ご説明したいと思います。英語検定につきましては 82%、数学検定は 67%、漢字検定につきましては 56%の合格率ということになっております。

以上でございます。（教育課長着席）

議長（山田恵治君） 大変、失礼をいたしました。申し訳ございません。

ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 20 号 平成 30 年度階上町一般会計予算の件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2、議案第 21 号 平成 30 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、日程第 4、議案第 25 号 平成 30 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件まで、3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

12 番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、12 番、郷州公典君。（郷州議員起立）

12 番（郷州公典君） ハイ、12 番、郷州です。国民健康保険特別会計について

お尋ねいたします。

本年から、県の移管ということでありますけども、繰入金ということで1億9,165万円がこられております。これは、一般財源からも1億3,400万という大変大きな金が繰入れされておりますけども、これからのこの金額の動きがどうなるのかをお尋ねします。また、保険料についても、県の試算によると、国民健康保険が町民の負担が増えてくるということになります。激変緩和措置ということでありますけども、この激変緩和措置というのは、何年続けることができるのかをお尋ねいたします。(郷州議員着席)

健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 健康福祉課長、長根清子君。(健康福祉課長起立)

健康福祉課長(長根清子君) ハイ、それでは郷州議員のご質問にお答えいたします。

繰入金のところですけども、町から一般会計繰入金を毎年いただいております。これに関しては、保険基盤安定繰入金等で低所得者対策等で繰入れている部分になります。後は、出産、育児繰入金等があります。この額につきましては、国保の加入者が年々減少してきておりますので、マイナスになってきているところです。

そしてまた、法定分の繰入金ということになっております。全国的にこの繰入金を得ながら運営しているところがございます。法定外の繰入金につきましては、お陰様で、来年度も組み込まない状況で運営していきたいと考えております。

あと1点、激変緩和対策ということですが、階上町の場合は、県の激変緩和対策は、該当になっておりません。残念ながら、それほど急激な上昇はないということで、該当になっておりません。それで、町の方では、町民の皆様に急激な負担を強いるようなことがないよう、繰入金として、基金繰入金を考えながら、今後検討していく予定でございます。

この件につきましては、更に国保運営協議会等で議論を組み交わしまして、議員の皆様にも、またお諮りしながら、決定してまいりたいと思いますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

12番(郷州公典君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、12 番、郷州公典君。（郷州議員起立）

12 番（郷州公典君） ありがとうございます。現在、町の国保

議長（山田恵治君） 郷州公典君。自席番号とお名前を言ってからの発言、質問をお願いいたします。

12 番（郷州公典君） 失礼いたしました。12 番、郷州公典です。

激変緩和措置がないということでもありますけども、現在の町の国保事業の基金、どれくらいあるのか。県の試算によると、年間で8千円位高くなるということですが、この基金がどれくらい使えるのか。なるべく町民の負担を軽減するという方法が必要だと思いますが、この基金、どれくらい使えるのかお尋ねいたしたいと思います。（郷州議員着席）

健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

健康福祉課長（長根清子君） ハイ、それでは、基金残高ということでのご質問ですが、現在のところ、7,300 万程の残高が残っています。そのうち、今回の予定では、5,700 万円程の投入を考えてございます。

以上でございます。（健康福祉課長着席）

12 番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 12 番、郷州公典君。（郷州議員起立）

12 番（郷州公典君） ハイ、12 番、郷州です。

7,300 万だと1年で終わってしまうような感じがいたします。なるべく町民の負担をなくするように、健康づくりに取り組んで、これから進めなければならないと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。（郷州議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 21 号 平成 30 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、議案第 25 号 平成 30 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 5、議案第 22 号 平成 30 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び日程第 6、議案第 24 号 平成 30 年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

2 番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2 番、大下修君。(大下議員起立)

2 番(大下修君) 2 番、大下修です。

主要説明書の 91 ページ、公共下水道事業特別会計における町債残高の推移というところがございます。下水道事業の町債残高は、平成 30 年度で 20 億 6,300 万円を見込んでおります。資料のある平成 21 年度と比較すると、約 1 億 9 千万円増加しております。この町の借金なんですけども、町の町債が 64 億 8,100 万円ですか。で、漁業集落が 2 億だったかな。それと下水道を足すと、全てひっくりめると、町の借金、町債は、87 億 3,800 万円となります。

去年か一昨年でちょっと私も時期は、1 年前だったか 3 年前だったかちょっと分かんないですけども、国の方で下水道事業に対する検証を行いなさいというふうなことがあって、半額位の調査委託の補助金を出した。その後、私伺ったことが全員協議会であったと思うんです。総務課長さん、前の建設課長の時ですけどもね。その報告書をいただいたとき、今後の方針がこのまま継続というふうな方針の説明がありました。

それで、その下水道の経営戦略が示したその中に、町債残高の計画が載っている

んですよ。その実績と傾向を見ていきますと、初年度は、その計画よりも1千万位多いんですよ。ちょっと多分、資料ないかと思うんですけど、後で見いただければよろしいかと思えますけども、下水道の計画っていうのがあって、町債の残高の推移っていうのがあって、30年度を見ますと1,800万も増加しているんですよ。もう2、3年前の当初の計画よりもですね。そうしますと、もう既に見直さなきゃいけないのかなと思うんですよ。

どんどんどんどん町債の方が、下水道事業も多くなっているんで、見られているかどうか分かんないですけど、もし見ていたらなんですけども、どういう経緯でその時の試算と1,800万円が、町債が増えているのかっていうのをちょっと不安に感じておりますんで、認識等があればお伺いしたいなと思います。(大下議員着席)

建設課長(上静志君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

建設課長(上静志君) ハイ、すいません。ただいまその計画の資料の方、持ち合わせておりませんので、大ざっぱなお話しになるかと思います。

下水道事業の方、ただいま、昨年、計画の方作りまして、一般会計、町債の方、いろいろご迷惑をおかけしているかと思えますけども、適宜、使用料等々も改定等考えながら、一般会計の方には、負担かけないような形で運営していきたいと、まだ整備途上でありますし、今後その辺は推移を見ながら、負担かけないような運営にしていきたいというふうに思っております。(建設課長着席)

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 2番、大下修君。

2番(大下修君) よろしいですか。

議長(山田恵治君) ハイ、2番、大下修君。(大下議員起立)

2番(大下修君) ハイ、2番、大下修です。よろしくお願いします。

これ、ちょっと出てないんですけど、階上町公共下水道事業経営戦略っていうのがあって、この中の7ページ、投資・財政計画(収支計画)っていうのがあるんで

すよ。そこの金額の30年度を見ますと、20億4,562万4千円で、この金額が、今ここに出てきた主要説明書の中では、20万6,300（正しくは、20億6,300）になってるんですよ。この差が1,800万あるっちゃうことですよ。

その前もその前も、1千万だとかあるんで、確か3年分あったような気がしましたんで見ていただいて、じゃあこっちの方の計画がもっと膨らんでいくのか、何か対応があるのか分析していただいて、この辺も参考に町債残高の方を、一般会計から出てるんですけど、その辺もひっくるめまして考えていただければ、そういうことを希望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（大下議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第22号 平成30年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び議案第24号 平成30年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第7、議案第27号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件から、日程第10、議案第30号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、4件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第27号から議案第30号までを、それぞれ1議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 11、陳情第 1 号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択の陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

8 番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、8 番、教育民生常任委員長、松尾國治君。

8 番（松尾國治君） ハイ、8 番、松尾です。（松尾委員長登壇）

8番（松尾國治君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第1号の審査結果について、ご報告申し上げます。

結果については、お手許に配布されております陳情審査報告書のとおり、「採択」と決定しました。

以上、報告いたします。（松尾委員長降壇）

議長（山田恵治君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号の件については、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の件については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第12、議会議案第1号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会議案第1号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書の件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 14、発言の取消しについての件を議題といたします。

大下修議員から、3月6日の会議における発言について、会議規則第 64 条の規定によって、不適切な発言があったため、お手許に配布いたしました発言取消申出書に記載した部分を、取消したいとの申し出がありました。

ここで、大下修議員から陳謝の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

議長（山田恵治君） 2 番、大下修君。

2 番（大下修君） ハイ、2 番、大下修です。よろしくお願いします。（大下議員登壇）

2 番（大下修君） 2 番、大下修です。よろしくお願いします。

発言の取消しにあたり、お詫びを申し上げさせていただきます。この度、3月6日の会議において、私の一般質問の発言の中で7年前の3月11日の震災の日が近づく中、震災により被害を受けた方、津波により被害を受けられた方々に傷つけるような発言をし、また、議会の品位と信頼を傷つけるような発言をしてしまったことに、心よりお詫びを申し上げます。

どうも申し訳ございませんでした。

被害に遭われた方はもとより、議員の皆様、町民の皆様、関係者の方々に改めて深くお詫びを申し上げます。

今後は、議会の品位と秩序に留意しつつ、議会議員としての自覚を再認識し、行動してまいりたいと思います。

皆様にご迷惑をおかけしたことを陳謝し、発言の取消しを許可してくださるようお願いいたします。お詫びとさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。（大下議員降壇）

議長（山田恵治君） お諮りいたします。

申し出のとおり、これを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、大下修議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月2日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には本会議において提案申し上げました議案につきまして、慎重なるご審議の上、原案のとおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決をいただきました各議案の執行には、万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございました。（町長降壇）

議長（山田恵治君） これにて、平成30年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

